

# 産業建設常任委員会記録

平成26年12月3日

【開催日】 平成26年12月3日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時27分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【執行部出席者】

産業振興部長	小野信	産業振興部次長兼商工労働課長	姫井昌
農林水産課長	阿武恒美	農林水産課技監	河田誠
農林水産課農林係長	森山喜久	建設部長	佐村良文
建設部次長兼下水道課長	多田敏明	土木課長	森一哉
土木課技監	中本勝裕	土木課主査兼管理係長	井上岳宏
都市計画課長	高橋敏明	都市計画課課長補佐	渡邊俊浩
都市計画課主査兼都市整備係長	高橋雅彦	下水道課技監	森弘健二
下水道課課長補佐	池田康雄	下水道課主査	山崎誠司
下水道課主査兼工務第一係長	兼本浩二	下水道課主査兼工務第二係長	中村景二
山陽水処理センター所長	光井洋一	山陽水処理センター主任主事	平山智都
企画課行革推進係長	別府隆行		

【事務局出席者】

局長	古川博三	庶務調査係主任	角紀子
----	------	---------	-----

【審査事項】

- 1 議案第86号 平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について（農林水産課）
- 2 議案第82号 平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について（都市計画課）
- 3 議案第103号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について（都市計画課）
- 4 議案第104号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について（都市計画課）
- 5 議案第105号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について（都市計画課）
- 6 議案第87号 平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について（下水道課）
- 7 議案第88号 平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 8 議案第98号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（下水道課）
- 9 議案第106号 市道路線の変更について（土木課）
- 10 議案第107号 市道路線の認定について（土木課）
- 11 陳情書 平成27年度山陽小野田市農業施策に関する建議書

12 閉会中の継続調査の決定について

13 その他

---

午前10時 開会

---

松尾数則委員長 それでは定刻となりましたので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の委員会は6名全員出席しておりますので、委員会としては成立しております。傍聴はなしということでよろしいですね。本日傍聴はありません。11月27日の本会議におきまして、議長のほうから当委員会に付託されました議案10件について、これから審査したいと思いますので、お手元の日程のとおり議事運営のほうに御協力をお願いいたします。まず最初に企画のほうから、コンピューターの持ち込みの要請がありましたので、これを許可したいと思っております。それでは、議案第86号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)につきまして、審議をいたします。まず執行部のほうから説明をお願いいたします。

小野産業振興部長 皆さん、おはようございます。まず最初に議案に入る前に、先般行われました農林水産まつり、委員さんの皆様方にはお寒い中、御出席していただきまして大変ありがとうございました。午前中から、もう雨が降りましたけれども、多くの人手を見ておりまして、市民の皆さん方、多くの市民の皆様方に、農業に関心を持っていただけたということで非常に喜んでおる次第でございます。それともう一つ、本日は農林水産関係の国の会計実地検査が入るということで、順番を一番最初にしていただきまして、大変ありがとうございました。美祢農林事務所に入りますが、幸いなことにきょうは入らないということですが、明日は中山間と耕作放棄地の関係で、会計実地検査が美祢農林事務所でありますので、そちらに参ります。無事終わりますように、皆様方も願って

おいてください。それでは、議案第86号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、担当課長より御説明申し上げます。

阿武農林水産課長 それでは、議案第86号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について、歳入について説明させていただきます。予算書4ページ、5ページこちらをごらんください。2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金は14万円減額補正し、補正後の額を1,217万7,000円とするものです。続いて、3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金は14万円増額補正し、補正後の額を15万円とするものです。これはいずれも繰越金の額の確定により、繰越金を増額し、繰入金を減額するものです。歳入総額は差し引きにより1,544万8,000円のまま変更はございません。以上でございます。審査のほどよろしく願いいたします。

松尾数則委員長 執行部のほうの説明が終わりました。では議員のほうの質疑に入りたいと思います。質疑がある場合は挙手をお願いいたします。

大井淳一郎委員 まず確認ですけれども、この一般会計繰入金という性質なんですけれども、これは卸売市場のちょっと不足した分を一般会計が補助するという形のものでしょうか。

阿武農林水産課長 はい、補助です。そのとおりでございます。

大井淳一郎委員 この点について、前回9月決算におきまして、事業の補助の必要性は私も言ったんですけれども、ただ補助のあり方について指摘をいたしました。補助金の要綱がないということで、まずそれが無いことについて問題があるということと、補助のあり方、つまり卸売市場と市との関係を今後どうしていくのか、これは来年度の予算反映にもつなが

っていきますので、現段階での執行部の考えについてお答えください。

小野産業振興部長 まず最初に繰入金の性格でございますけれども、これにつきましては、補助というよりも義務的な繰り入れであります。すなわちこれはですね、市場を運営するに当たり維持管理費が生じてくると思います。これらにつきましては当然ながら市が維持管理費については負担をしていかなければならないということがありまして、その財源として当然市場の使用料をもって充てられればいいんですけれども、その使用料が足りない部分については当然市が維持管理費の補填、補填と言ったらおかしいですけども、維持管理費を負担しなければならないということでもありますので、繰入金については全額がですね、そういった補助に充てられるという考え方ではないということ、もう一つは繰入金の中には確かに御承知のとおり小野田中央青果、卸売事業者に対する補助もありますが、これはまあ今言いましたようにイレギュラーな問題でありまして、通常の繰入金についてはあくまでも維持管理費にかかわるものを繰り入れているということでございます。今回の決算におきましては確かに240万何がしかの卸売業者への補助は出しております。今後市とですね、市場の関係というのは、当然市場につきましては、農林水産業を振興するに当たりまして必要不可欠なものでありまして、市場を通じて山陽小野田市から出される農産物を小売市場に出していくという重要な役割がありますので、これはですね、これからも変わることはない。これから特に地方創生として、農林水産業を元気にしていこうということもございますので、これからはですね、ますます市場の役割は高くなってくると思います。その中で、市場を仕切っている卸売業者ですね、具体的に言ったら小野田中央青果、この運営が苦しいというのは確かにあります。現在売り先がない、すなわち先般お話したとおりスーパーマーケットがほとんど、生鮮食料品を扱われるのは小売のですね、そういった八百屋さんですかね。八百屋さんとかいったものがなくなって、例えば市場を通じて、流れる野菜というのが非常に少なくなってきています。もう大手のスーパーなんかにおきましては、中央の広島とか福岡、

北九州、近くでは宇部の中央卸売市場ですかね、それらを使って大量にですね、仕入れるということをやっつけてらっしゃいますので、山陽小野田市のような小さい中小規模のですね、地方卸売市場では非常に難しいということもありまして、非常に卸売業者が苦勞しておりますけども、苦勞しております一方でですね、この卸売業者につきましても当然民間の会社でございますので、生き残りのためにいろいろなことをやっつけてらっしゃいます。そういったところですね、市としても財政的な応援は今言いましたように、繰出金の中でやるわけでございますが、それ以外にもですね、いろいろなところでですね、応援していただいてこの地方卸売市場をですね、なくすことがない、農林水産業の振興の拠点として市としては、今後もバックアップしていきたいというふうに考えております。

松尾数則委員長 以上ですか。

小野産業振興部長 はい。

大井淳一郎委員 2点お伺いします。今回の義務的な繰り入れである維持管理費の部分とですね、卸売市場に対する補助的な性質も若干入っているということなんですが、この内訳、これが第1点。それと第2点は、市としてバックアップと言われましたけれども、具体的に地方卸売市場との間でどのような支援策を考えておられるのか。先般、一般向けの小売りも考えているという御答弁があったのですが、その後具体化されたものがあればお答えいただければと思います。

小野産業振興部長 今ちょっと金額は具体的にわかりませんが、先ほど言いましたように卸売事業者に出しておるのは240万程度です。ですから、それプラス維持管理費にかかる経費がありますので、ちょっと今調べてまいりますのでちょっと今、この金額についてお待ちください。先般の委員会でもお話ししましたように、非常に卸売業者の経営が苦しいという中で、小売りにも手を出していこうということで、今、実を言うときの

うもですね、卸売業者との取締役会に出てきたんですけども、今ですね、卸売業者としても、今回の農林水産まつりもありましたように、非常に市民の方は生鮮食料品について安全、安心ということの中で、市場から供給される野菜を期待してらっしゃるといふふうに理解はしたと。卸売会社のほうがですね。そういうこともあって市としても1回朝市とか、やってみてはどうかということの前々からアドバイスをしとったんですけども、どうだろうかどうだろうかというふうな形でですね、ちゅうちょされていて、まだ具体的な話はしてないんですけども、きのうちちょっと尻をたたいて今年度中に1回ほどですね、1回かちょっと何回かわかりませんが、今年度中には朝市とかいうのをですね、その市場の中でですね、やっていこうというふうにきのう社長のほうから約束をいただいております。場所につきましては、現在、仲卸業者の店を使おうと思います。これが今4つくらい空いているんですけども、そこを利用してですね、朝市なりをしてですね、出していこうというふうに考えております。市場としての強みは、普通の朝市であれば地元が出された商品が、朝行かなければ、昼からなくなるというようなそういうようなことが多くございます。朝市と言いますとね。だけども市場の場合は供給量がたくさんありますので、朝行こうが昼から行こうが商品がなくなっておるといふようなことがないというような強みがありますので、そういったところを中心に今年度中には何回か行い、反応がよければですね、まず最初は週1回、週2回、月1回、月2回という形で進めようと思っております。けれども、よければ毎回、毎週毎週朝市でも開いて行ってですね、やればいいなあと思っております。そういったところからですね、加工品や地元の特産品までもそこで朝市で売っていただければですね、非常に産業の振興にもなるんじゃないかなと我々も市も期待しておりますので、その辺の取り組みについては重々お願いをしておるところでございます。数字でございますけども、昨年的一般会計の繰入金金が890万あります。そのうちの240万円が卸売業者、小野田中央青果への繰り入れ補助金という形になるんですかね。形で、出ておるといふところでございます。以上でございます。



大井淳一郎委員 先ほど部長のほうから具体的な朝市等のビジョンが示されたわけですが、やはりそういったものを口頭で協議するだけではなくて、ある程度の協定というか形あるものにしていかなければいけないと思っています。先進地では、そうした卸売市場に対する、どうしていくのかについての事業計画、財政計画とまではいかないけど事業計画みたいなものを立てているところがあります。そういったことについて、取り組んでいくおつもりか、その点についてお答えください。

小野産業振興部長 実を言いますとですね、ことしまでじゃないですけど、昨年、一昨年ぐらいまでは財政再建ということで計画を立てていらっしやいました。それが今一応終わりましたので、新たにですね、財政再建と言ったらおかしいんですけども、財政を立て直す上でのですね、計画をお願いしていきたいなというふうに思っております。その一環として、そういった新たな事業にも取り組んでいってほしいということでですね、昨日取締役会で話をしてきたというところでございます。

大井淳一郎委員 まあそういった形あるものができたらぜひ委員会のほうでも示していただければと思います。

松尾数則委員長 どなたかほかの委員で、質疑等はありませんか。

中島好人委員 物事の行事は言われたから、はいやってということですね、成功しない例が多いんです。やっぱりあのその意義とか、周知徹底とか、もっところ内部内の議論をですね、部長が言われたから、そりゃあやろうかというような感じだったらですね、あまりよろしくないとは思ったんですよ。やはり議論、本当内部で重ねてこの成功のためにどうするのかとか、準備段階ちゅうのは非常に大事だというふうに思いますが、その辺のところの合意ちゅうかね、その辺もしっかりする必要があるかと思いますが、その辺についてはどういうふうになっておるのでしょうか。

小野産業振興部長 先ほど言いましたように、ことしの6月の株主総会及び取締役会に行っていますね、非常に経営状況がよくないと、結局市からの補助金までもらっているというような状況で確かに三セクの市が幾らか出資している、出しているようなところで、半官半民のところなので、ある程度は非常に民間といえども、少しやっぱり生ぬるいと言いますか、甘い経営体制と私が見てとれましたので、もっと死にものぐるいでやってほしいと。やればやるほど民間ですから、給料上がるんじゃないから。我々と違う、我々は一生懸命やったって給料上がらんけども、あんたら一生懸命やれば給料上がるんでしょと。一生懸命やったら、市としてもだから今はそういった店舗についてもある程度、減免でもいいからやっていただいたらいいんじゃないかと。それは大きくなっておかしいもの出すとですね、失敗すると市に、それがはね返ってくるということがありますけども、大きな投下資本も必要なしにですね、店も場所もあるわけですから、後は商品をそろえるだけ。やるかやらんかの決断一つですので、我々としてもですね、後押ししていきたいというふうに思っております。

中島好人委員 この議案との関係なんですけども、そういった義務的なケースとか卸売市場の支援とか、そういう重要性からして増額をと言うんなら、ああそうかというふうになるんですけど、額として14万ということで減額と、増額みたいな形で繰り越しと、この辺、減額とこの繰り越しとの関係っていうのはもう少しちょっと説明していただければというふうに思いますけども。

小野産業振興部長 この繰り入れと繰り越しのやりくりはですね、実を言いますと、あくまでも繰り入れがあるという前提で特会っていうのはつくってあるわけですね。あまり来年度に大きく繰り越すわけにはいきませんよと。だから繰り越しを今回は出ますんで、それほどは出しませんよと。だからほどほどの繰り越ししとってくださいと。一般会計も100万出す予定やけども、繰り越しがたくさんあれば出す必要性がないですよということで。これはあくまでも会計処理上の差し繰りですので、別

にこれが現実の言うては悪いですけども、市場特会の実力をあらわしているとかあらわしていないとかいうのは、この数字からはわかりません。

杉本保喜委員　今卸売市場の底上げということで、これに介入するということが朝市を今提案されてやろうとしておられていることなんですけど、道の駅構想というのがありますよね、総合計画の中にも。私は今話を聞く中でですね、将来的には道の駅のその一部分を活性化する形で、そこに持ち込むというところまで考えてですね、この朝市を具体的に盛り上げていくというようなことまで、その未来構想の中にこの朝市というものを持っていかないと、どこも今、朝市あちこちやっているんですよ。市民団体なんかでやっておる、その中でさらにここの市場の朝市が活性化するかせんかっていうのは非常に難しいと私は思います。だからこそですね、全体的に広げて将来的にはこの山陽小野田市へ市民の小さな作物もこういう形で売れますよという形にもっていくようなですね、一つのこの期待感を持たせないこの朝市は成功しないだろうと思います。あちこち朝市を打ち立ててはなくなっているところもありますし、長続きをしているところは相当それぞれで苦労されてるし、新鮮なものを安く、今非常にこの山陽小野田市市内もいろんな大手の企業、コンビニじゃないけれども、いろいろ入ってますよね。それに越していく、それ以上のものをもっていけないと、なかなかあそこの市場までには足を運んでくれるのは難しいだろうと思いますですよ。だから、単純にまずやってみようということも大切なんですけれど、やはりこの一つのつながりをもって、この組合なりに呼びかけて、発展的に物事を考えて始めないとですね、失敗してしまうんじゃないかと思いますよね。今言われる、確かに場所があれば、これは非常に大切なことなんですよね。だからその場所を生かして、そして将来に続けると、つなげるということも考えてやっていただきたいなと思います。これは希望です。

松尾数則委員長　そのほか、どなたかありませんか。なければ、地産地消ということでこの市場が占める割合というのは結構重要な要素を持っている

と思うんです。例えば給食の問題についても、教育委員会さんとそういった協議会を持たれていろいろとやられているという話も聞いておるんですが、その辺の話、今ちょっとどうなっているのか、今後どういう動きをするのかもちょっと教えてもらいたいなと思ひましてですね。

森山農林水産課農林係長 済みません。今教育委員会との地産地消との話なんですけど、今地産地消の取り組み進みは、生産者の方々がつくられたものを農協から市場、それを一応通してですね、各小中学校のほうに地元の農産物を供給するという事はしております。ただやはり時期的な産物とかそういったものもありますので、旬なものというふうな話もあるので、そちら優先的に配布、供給している状況になってはいますが、それらをですね、更に地産地消率を高めるという形で、今2カ月に一遍なんですけど、教育委員会と私どものほうでそういった、教育委員会といっても学校の栄養士さん、中心となりますけれど、情報交換をしてまわっているというふうな状況になっております。

松尾数則委員長 まあ地産地消を進めるためには給食の問題も含めて、ものを保管するというのは非常に大事な要素だと思っているんですが、その辺、例えば冷蔵するための施設とかそういうのは含めてどのように考えていらっしゃるんですかね。

森山農林水産課農林水産係長 とりあえず今のところですね、そういった冷凍保存、もしくは冷蔵というふうな形ではなく、できるだけ旬なものを子供たちのほうに渡したいというふうな形で、今やっております。ただ今議員さんのほうからもありましたように、そういった冷蔵しながらですね、できるだけ地元の分を豊潤させていくというふうな形をですね、また先ほど言った話の場には提供しながら皆さん方の意見をちょっと聞いていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

松尾数則委員長 どなたか質疑がなければ。

杉本保喜委員 学校給食の面が出たので、ちょっとお尋ねしたいんですが、現状の中から地産地消を生かしていくというふうに今話を進めているんですか。それともいわゆる作付をそれぞれに割り当てて協力してもらおうというところまで考えて話し合いを行われているんでしょうか。

森山農林水産農林水産係長 今現在のところでは、今皆さん方につくられていただいたものをですね、お配りするというふうな形のスタンスになっておりますが、今ちょっと教育委員会サイドともですね、今までの学校サイドの消費量、ジャガイモは例えば1月であれば、どれくらいの量を使っているというふうな数字とかをですね、はじき出しながら、それであればどのくらいの補充がいるのかというふうに、また美祢農林とかそういった関係機関にもちょっと協力いただきながらですね、そういった数字をはじいて、将来的には計画的な分でできないかということを探索していきたいというふうに思っております。

松尾数則委員長 よろしいでしょうか。それでは質疑のほうはこれで打ち切ります。それでは討論、採決に入りたいと思っております。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決のほうに入ります。議案第86号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。議案第86号は原案どおり可決すべきものと決しました。どうも執行部の方ありがとうございました。ここでちょっと休憩をとります。

---

午前10時27分休憩

---

松尾数則委員長 休憩前に続きまして審議のほうを続行いたします。続いて議案第 82 号平成 26 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算その第 1 回について審議をいたします。まず執行部のほうからの説明をお願いいたします。

佐村建設部長 議案第 82 号は平成 25 年度決算の確定による補正です。詳細につきましては担当課より説明させますので御審議のほどよろしく願いいたします。

高橋都市計画課長 おはようございます。それでは御説明いたします。まず 6 ページをごらんください。歳入について、2 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金につきましては、平成 25 年度決算が確定したことから、前年度繰越金 37 万 7,000 円を減額しております。続きまして、歳出について、3 款予備費 1 項予備費につきましては、歳入、歳出予算の補正に伴う調整で、37 万 7,000 円を減額しております。結果、総括表のとおり歳入歳出それぞれ 37 万 7,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 3,578 万 2,000 円とするものです。以上で、説明を終わります。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明が終わりました。委員のほうの質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑のほうはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）さしたる質疑もなく・・・。

中島好人委員 そのちょっとね、その減額してっていうのはわかるんじゃけど、その原因っていうのは何か、その辺もうちょっと詳しくお願いします。

高橋都市計画課長 減額につきましては駐車場の使用料の減ということでござ

います。以上でございます。

中島好人委員　だから、駐車場のその使用料減になった理由については何かっ  
ていう点はわかりますでしょうか。

高橋都市計画課長　特に分析等はできておりませんが、近年、平成23年から  
約2%から3%の間におきまして使用料が減ってきております。その前  
年あたりでは水害があつてかなり数カ月間駐車場を閉鎖したという事実  
がございました。それが平成22年でございます。その前は、やはりあ  
の高速料金ですね、土日の割引っていうこともありました。そういつ  
た影響があつて減になったという分析は過去にしておりましたが、この  
最近におきましては少しやはり経済の影響でしょうか、そういった遊興  
と言いますか、観光とかあるいは厚狭を基点といたしましたら博多方面  
広島方面への新幹線等を利用したそういった遊びとか観光にですね、そ  
ういったことがやはり多少利用者の減につながっているのかなと、まあ  
そういった経済的な面もこの利用者の減にあらわれているんじゃないか  
と考えております。以上です。

中島好人委員　料金だけで物事を見るのはなかなか分析しづらい点があるんで  
すけども、やはりあの何ちゅうんかねえ、大事なのは市民が利用しやす  
く、そして何ちゅうかなあ、台数をね。要するに額を下げた台数を上げ  
ていくっていうかね、利用者数を。それでもって料金は変わらん、しか  
し台数、利用者はふえたとかね。何かああいうもつとこう、そういうも  
のの関係としてね、見ていく必要があるかと思うんですよね。そういつ  
た意味で、前回の決算認定のときもありましたけども、料金の引き下  
げっていうのはね、いわば緊急の問題ではないかというふうに考えます  
けども、その後の検討というか今後の見通しというかあわせて状況につ  
いてお尋ねしたいと思いますけど。

高橋都市計画課長　駐車場の使用料の料金につきましては以前からも御指摘い

ただいておるところです。30年度には償還金が終わるという事実もございまして、当然その前に、適正な時期に適正な金額での要は値下げでございますが、料金改定というのは現在も検討はしております。あともう一点、その値下げとあわせて、やはりこの駐車場を利用するためのアクセス道路と言いますか、そういったアクセス関係っていうもの、それからその駐車場の場所への誘導っていう、そういったアクセスの利便性というものも考えていく必要があるかと思っております。まあ料金につきましては申しましたように、値下げに向けた検討は現在も進めております。以上です。

大井淳一郎委員 その答弁は前回と変わらないままなんですけども、結局償還が終わったら下げようという考え方には変わってないんですね。議会報告会でも指摘があったんですけども、償還がね、あるのでいきなり無料とかはできないのかもしれないけれども、ただどれぐらいを下げたらこの償還とのバランスがとれるのかということも検討する必要があると思うし、使用料金だけではなくて、料金体系もしっかり見直していくということも、検討するということが答弁あったと思うんですが、それも含めてですね、どう考えているのかというその点についてお答えください。

高橋都市計画課長 1点委員御指摘の御意見の中で償還が終わってからはございません。償還が終わる前に、適切な金額で見直しをしたい。で、料金体系につきましても、現在の料金体系は12時間をもちまして500円、12時間以降を1,000円という料金体系これは最初の24時間でありまして、その24時間を越えますと1時間ごとに50円が加算されていくという料金体系になっております。でも長期にとめれば、初日より上がっていくという、このあたりには早急に検討すべきという考え方をもっております。24時間1,000円の体系というものが果たして今妥当であるかということもあわせて検討しておるところでございますので、今しばらくお時間いただければと思っております。以上です。



大井淳一郎委員　ということは今御答弁ありましたが、30年以降ではなくて、もしかしたら来年度、再来年度ぐらいにそういうしかるべき時期が来るという理解でよろしいのでしょうか。

高橋都市計画課長　明確な時期は答弁いたしかねますが、30年の償還を待つ前にという御理解でお願いしたいと思います。以上です。

松尾数則委員長　よろしいですか。それでは在来線側に駐車場が今できていますよね。かなり安い料金みたいなんですが、そういう動きってというのはやっぱり新幹線、厚狭駅付近ではまだそういう情報はありますか。

高橋都市計画課長　在来線側北側に1日300円、先般聞きましたところこの11月かくらいには1日100円になるという話も聞いておりましたが、北側の今その駐車場はオープンしておりますが、南のほうについては、あるいはまた北側のほうについても、ほかの駐車場が出てくるという話はちょっと聞いておりません。以上です。

大井淳一郎委員　ちょっと先ほど質問し損ねたところもあるんですが、適正に使用料をとっていくということは必要だと思います。以前から指摘のあるように30分送迎のところに勝手にとめているというのがあります。事実ですね、あんまり自分のプライベートなことを言うのもあれなんですが、福岡に行って、最終便の新幹線で帰ってきました。僕は最終便で帰ってきたんですから最後ですよ。当然30分の送迎に車が空っぽじゃないといけないのに、5、6台とまっているんですよ。これはもう明らかに無料駐車場代わりにしていると、そこはやっぱりしっかり取り締まっていけないといけない。それと以前から指摘のあるように、障害者スペースをそこにしてはどうかというね、長谷川委員だったかな、指摘があったと思うんですが、そうした障害者に対するケアとか、その辺についての検討状況についてお答えください。

高橋都市計画課長 まず1点目の送迎用駐車場に無断でとめているのではないかというその車両につきましては、常時とはまいりませんが、都市計画課のほうで厚狭駅周辺をパトロールした際にはそういった車等の確認はしておるところです。以前そういった長期にとめられる方がありましたので、照会をかけて、その方に注意をしたという件もございます。今後ともそういったまずは、現況を確認してあまりにも不正が認められるような車両につきましては、同様に調査をかけてそちらの使用者のほうへ指導してまいりたいと考えています。あと1点、障害者の駐車場の件ですが、前回でもお話したかと思いますが、駐車場及び駅前広場のレイアウトというものを抜本的に変えていくということは今困難な状況であります。今駐車場の駅舎に近いところに駐車場の身障者スペースをもってきておるわけですが、やはり距離とすれば、数10メートルあるというところで一番近い送迎駐車場の中という御指摘もいただいております。送迎用駐車場の中で全てを身障者用スペースにするということは少し考えさせていただきたいという答弁をしたと思いますが、何がしかのスペースの確保に向けては現在考えております。それにあわせて、可能であれば30分無料送迎駐車場の中でも、コインパーキングのような形で、不正な車を除外し、ということも考えられるのかなというところは検討しておりますが、障害者の方々のために、いかに有効な手立てとなるかというところまでは、何とも言いがたいところがございますので、その送迎駐車場の中での障害者用駐車スペースの確保ということについても、考えているところであります。以上です。

杉本保喜委員 今言ったその30分間の無料駐車場に身障者用のスペースが2つか3つかありますよね、現実には。あそこ、私思っているんですけどね、あれから駅のほうにもっていくのに、斜面がありましてですね、車椅子を想定してときにはかなり難しいっていか大変だなんていうように思ったんですよ。だから、同じそこを考えておられるのであれば、本当にエレベーターの近くにやはりもってきて、スロープを楽にするというほうがはるかに有効だと、また身障者の人も喜ばれるだろうと思っております。

で、あわせてそこも検討していただきたいと思います。

松尾数則委員長 要望でいいんですか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員 関連なんですけど、小野田駅前のロータリーも送迎用の枠がありますが、あそこも先ほど大井委員が言われたように同じように常にとめてらっしゃる車があるかどうか、それもあわせて確認されておくべきかと思います。

高橋都市計画課長 同じ駅前広場の管理者としまして、貴重な御意見として等、賜りたいと思います。ありがとうございます。

松尾数則委員長 誰か質疑はございますか。なければ質疑のほうはこれで打ち切ります。討論、採決に入りたいと思っております。討論のある方いらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですか。それでは採決に入ります。議案第82号平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。それでは議案第82号は原案どおり可決すべきものと決しました。続けてこれは都市計画ですよ。続けてやりたいと思います。

佐村建設部長 議案103号は、指定管理者選考委員会の審査結果により、嶋田工業株式会社により、指定管理を指定しようとするものです。詳細につきましては担当課より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

高橋都市計画課長 議案第103号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理

者の指定について、指定管理者選定委員会の審査の結果、嶋田工業株式会社が指定管理者候補者として選定されましたので、議会の議決を得ようとするものです。小野田南部地区都市公園他施設につきましては、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、平成27年3月31日で2期目の期間が終了します。このことから、3期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにおいて、平成26年10月1日水曜日から同月27日月曜日までの間募集したところ、嶋田工業株式会社1社から応募があり、指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、嶋田工業株式会社を指定管理者候補者に選定することとなりました。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。続きまして、資料をお配りしておと思いますが、その資料の説明を渡邊補佐にさせたいと思います。

渡邊都市計画課課長補佐 それでは資料1及び資料2について説明いたします。資料1は11月6日に行われた選定委員会の審査結果です。選定委員会は山陽小野田市指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員で構成され、今回は6名の選定委員により審査されました。6名の内訳は市から総務部長、総合政策部長、建設部長の3名、一般公募による市民が3名です。選定委員は応募者の計画書とプレゼンテーション及びヒアリングにより指定管理者としてふさわしいかどうかを審査していただきました。設問は5つのカテゴリーに分かれており、資料1は、各委員のカテゴリー別の評点を一覧表にしています。方法は、指定管理者制度事務マニュアルに基づき、カテゴリー別の各委員の評点平均を合計します。選定基準は満点の2分の1の25点以上です。カテゴリーごとの平均を求めた結果、平均点の50%以上と25%以下の得点は異常値として除外し、改めて平均点を算出します。南部地区の嶋田工業の場合は、異常値がありませんでしたので、平均点の合計と補正後の平均点は同じとなり、合計が36.1点であり、基準点の25点以上でした。選定委員の協議の結果、指定管理者候補者として決定されました。資料2について説明します。

このたびの指定管理者募集に際しての、応募要項に記載した指定管理料上限額の算定資料になります。年間の支出額見込みから利用料金等の収入見込みを引いた差額を指定管理料の上限額としています。各費目の金額は、指定管理者の25年度及び24年度の決算値を元にして、今後の物価上昇等を勘案して算出しています。南部地区については、支出費目の合計が3,650万3,000円となり利用料金等が135万3,000円となりましたので、差額の3,515万円を指定管理料の上限額としました。以上資料1と資料2の説明です。

松尾数則委員長 以上ですか。執行部のほうの説明が終わりましたので、議員のほうの質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 ごめんなさい、具体的な議論に入る前にですね、この審査集計票のところ、一番下、異常値の範囲のところなんですが、全部審査項目は1から6って書いているけど、1から5の誤植だと思います。それからきのうの民生福祉常任委員会の担当の異常値のところも見てたんですけど、片や150%以上、片や50%以上と、指定管理によって違うんですけど、この辺は統一すべきだと思うんですが、その点について。これは企画のほうが答えないといけないと思うんで、答弁願います。

松尾数則委員長 企画の方済みません、お願いします。

別府企画課行革推進係長 今御指摘の1から6のカテゴリーというのは5の誤りでございます。申しわけありません。それから異常値についてですが、一応指定管理についてのマニュアルというものを定めておまして、その中で異常値については定めがあります。平均点を一旦出しまして、高いほうは150%以上の点は異常値とみなします。低いほうは平均点の50%以下の点を異常値としてみなしますという、これは統一した基準を持っておきますので、きのうの異常値ときょうの異常値で差があるというものではありません。

大井淳一郎委員 どこだったかな、齋場だったか中央福祉か児童クラブか忘れ  
ましたが、どれかが50%以上50%以下だったんですが、ちょっとそ  
こは確認してください。誤植だったらいいんですが。

別府企画課行革推進係長 ちょっと確認はしたいと思いますが、おそらく間違  
いなく誤植だろうと思います。

松尾数則委員長 どなたか、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中島好人委員 1社でも採点するんですか。

高橋都市計画課長 1社でも採点いたします。事務マニュアルにおきまして、  
満点が50点、その2分の1の25点というのが一つの基準点となっ  
ておりますので、25点の基準点以上であるかどうかという、これが1  
社における判断基準になろうと思います。以上でございます。

中島好人委員 審査6人ですけども、要するに25点以下に評価すると、また  
だめになってしまうっていうことになるんですよね。するとですね、応  
募が1社っていうふうになると、どうしてもこの25点以上にしなきゃ  
大変だという思いが働くということは、可能性としてね、可能性として  
はなきにしもあらずっていうか、ということで今最初にね、1社でもや  
るのかっていうふうに質問したんですけども、その辺とのかみ合いはど  
ういうふうに判断したらよろしいでしょうか。

高橋都市計画課長 私は選定委員ではございませんので、選定委員さん6名  
の方の御意思はわかりません。やはりその提案内容に対して各カテゴリー  
が定められております。それに基づいて、また提案内容に基づいて活発  
な質疑も行われておりますので、当然そのプレゼンの内容、企画、提案  
書の内容がその指定管理者にふさわしくなければ、当然低い点数をおつ  
けいただくべきものであると考えております。以上でございます。

佐村建設部長 私はこの審査の審査委員になっておりますので、その一人としての発言ですが、1社であれば25点以上を取らないと結局候補者がいないと、私の審査員の立場としては、それは全く考えておりませんでした。可能性としては中島委員さんの言われたとおり、1社落としてしまうとやり手がないということを想定すれば、25点以上をつけてしまいうんじゃないかという可能性としてはあるかもしれませんが、今、課長が言ったように、向こうの申し入れを聞いて、ちゃんと管理ができるかどうかというのは、最終的には市の責任にかかわってくることでありますので、1社決めるために点をつけるという考えは、私に限らず市の職員にはなかったと思いますし、なかったですと言いたいですね。それと、公募委員さんもおかかわっておられますので、それを含めての点数の結果、こういう結果になったというふうに理解していただきたいと思います。

中島好人委員 そういう企画の中にですね、本会議でも質問があったんで、その辺についてもきちっとこの委員会の中でも審議しなきゃいけないと思うんですけども、一つはC.C.Z、国の機関としてですね、あそこの開発が行われた経緯もあるわけですが、やはり竜王山、そしてオートキャンプ場そのものはこの指定から外されているわけですが、それとかきららビーチ等も含めてですね、一体的な活用方法というか、山陽小野田市の観光っていうかそういう意味でも重要な場所だというふうに思うんで、その辺との関係でですね、市がどういうふうにな、指定管理者とかかわってそこを進めていくのかどうか、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

高橋都市計画課長 市のかかわりの前に、オートキャンプ場も指定管理者、晃栄がやっておりますが、そちらも指定管理をしております、あときららビーチにつきましても、このたびの都市公園ほか施設という、ほかの中にそのきららビーチも入っております、今回は嶋田工業が、同様に竜王山それからきららビーチを指定管理をしようとしているところです。御指摘ありましたように、C.C.Zの関係で、竜王山それから焼野の海

岸そういったものの一体的な利用というもの、活用というもの、これについては指定管理者のほうも事業計画書の中でそういった周辺施設、あるいは周辺の地域の団体の方々との連携を深めて指定管理を進めていきたいと。なおかつ、そこに行政のかかわりというものも入っていきまして、指定管理者と周辺地域の皆様、それから行政も含めた、そういった三者あるいはもっとほかに連携すべきところがあるかもしれません。そういったものも視野に入れて、この指定管理をしていきたいと計画内容が出されておりました。以上でございます。

河崎平男副委員長 この公園ほか施設については大変な文化財の関係のものもあるかと思いますが、そのときにどのような形でですね、審査の選定っていうか基準でやっていらっしゃるんですか。というのはこの中にはそういう専門的にかかわる教育委員会もいらっしゃいませんよね。その中でどういうふうなかかわりをしていらっしゃるのですか。

高橋都市計画課長 文化財関係については、特に指定管理者の募集要項の中には具体的なそういった文言というものは定めておりません。指定管理者のほうにこの公園管理等していただく際には、やはりこの民間の発想をそういったノウハウを生かしてサービスを向上していただきたい。公園の魅力の向上を図っていただきたい。それから公園利用者のニーズを図っていただきたい。もっとも公園を適正な維持管理をしていただきたいという、そういった方針で指定管理者を公募しておりますので、個別の地域地域において、公園内においてそういった重要な施設等もあるとは思いますが、それも含めてその周辺での適正な管理をしていただくという形で公募をかけておまして、個別の保全といいますか、文化財の保全というところまでは募集要項に定めていないというところであります。

河崎平男副委員長 今後ですね、そういう自然景観も含めてですね、公園施設もマッチした公園施設ありますので、周辺の状況も含めてですね、今後は指定管理の、これは要望ではありますが、中にですね、観光にも含めて



そういうもろもろのですね、ものも指定管理の条件の中に入れていただいたらという、ちょっと気がいたしましたので要望として発言をさせていただきます。

杉本保喜委員 嶋田工業は引き続きの格好ですよ。前回もそうだったですよ。いわゆる任期が終わるまでの嶋田工業の事業というか、その分析をされてますか。

渡邊都市計画課課長補佐 南部地区の応募者嶋田工業は、前期今期と6年間竜王山を初めとした公園を運営された実績があります。また企業として市の優良な指名業者であることから安定した運営が可能であると判断しております。また、本年7月16日に南部地区の指定管理者である嶋田工業に赴き、モニタリングを実施しました結果、各項目で4段階の一番上Sと二番目のAの評価となっており、当局としては一定以上の評価はできるとは判断いたしました。以上です。

杉本保喜委員 このたび、公募委員を3名入れて評価をされておるわけですよ。これを見ると例えばD審査員はほぼA、B、Cと似たような点数を入れておるんですけど、Fの方はかなり厳しく評価されているというふうに捉えるんですよ。私は前にも一般質問でも言ったことがあるんですけど、やはり一般の人達の意見っていうのは少なくとも、今行政に携わっている人よりは多く見ている可能性が高いというふうに思うんですよ。例えばF審査員が、1のですね、平等な利用が確保されることという中に7っていう半分の点数をやっている理由は何だろうかというように分析されたことはありますか。

高橋都市計画課長 しておりません。以上です。

杉本保喜委員 今私が一般質問のときにも言いましたけど、市民からのアンケート、これが業者にお任せっていうスタイルになってますよね、マニユ

アルを見ても。その辺はいかがですか。

高橋都市計画課長 指定管理者の応募の中に、利用者ニーズの把握その辺についてはアンケート調査等の実施という項目は上げております。指定管理者が独自にやられているというのは事実でございますし、市といたしましても、先般ですが、全体の公園ではありませんが公園利用者に対する市の職員が調査を実際にアンケート調査も実施しております。また、各イベント等が開催されたときに、市のほうも独自アンケート調査もしておりますし、そういった市独自のアンケート調査、それから指定管理者からのアンケート調査、そういったものについては全て市のほうでも把握できる形となっております。以上です。

杉本保喜委員 問題はそのアンケートの結果をどのように処理するかっていうことだと思うんですね。お互いにそれぞれにアンケートをとっても、それが両方にキャッチボールしないことには、そのアンケートが活かされることはないと思いますよ。だからその辺のところをこの前の一般質問の中でも第三者のモニターをつくったらどうかということを提案をしたことがあるんですけど、今このマニュアルの中でそういう業者のほうにアンケートをとることを進めることをしてる、そこまでなんですよ。だから私がああときにそのアンケートをもう少しキャッチボールをして活かして、市民に回答するということまでいかなきゃだめじゃないのかっていうことを提案して、なおかつそのキャッチボールのフロー図、それをあれはたしか四日市だったと思うんですけど、これを参考に検討してもらいたいということを提案したんですけどですね、それが今回の指定管理者の指定における中に活かされていくのかっていうことが私は今非常に懸念されているんですね。全貌続行的にまた再び、同じ方がやってもらうということを繰り返しておればですね、発展性はないように思うんですよ。これ一つ見てもそうなんだよね。だからやはりね、以前の委員会的时候に私は言いましたけれど、アンケート調査のやり方っていうのを一考する必要があると私は思うんですけど、いかが

ですか。

高橋都市計画課長 アンケート調査は公園の管理をする都市計画課としては必要なものと考えておりますし、指定管理者がアンケート調査をすることは大切なことだと思っております。市のほうも先ほど申しましたように、独自でやっておりますし、当然そのアンケート結果っていうものは指定管理者から我々のほうに出てまいりますし、我々もそういったアンケートというものは指定管理者に伝えており、そういった意味ではキャッチボールは既に行っておるという理解をしております。さらに指定管理者側からは月次報告あるいは四半期ごとの報告書が提出されており、その中に利用者からのこういった要望がありましたっていうことも記載されたものが提出されております。その際に我々のほうも中を確認しながら指定管理者との協議は進めておるところであります。あくまでもこのアンケート調査あるいは、利用者ニーズの把握っていうものは事務マニュアルの中に上げてあるのかもしれませんが、その事務マニュアルという以前に利用者ニーズの公園をいかに適正に維持管理して皆さん方の御要望にお答えできるか、サービスを向上できるかっていうことに重きを置いておりますので、そのアンケートの扱いについては特に支障はないかと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 やはりこれ指定管理者とはいえ、充実した審査をしなければいけないということは重々御承知かと思えます。そのために必要なのはまず資料がですね、その審査員に対する資料がちゃんと提供されているか、先ほどのアンケート結果も含めて具体的にどのような資料が提供されているのかというのがまず第1点、それとプレゼンテーションつまり鳴田工業さん、公募企業がですね、この審査員の前で何らかの自分たちはこういう感じで南部公園をやっていくんだっていう何らかのプレゼンテーションの場があるのかということ、そして3点目といたしましては単に皆さんが点数をつけて出してじゃあ皆さんさよなら、ではなくてですね、出した後にその審査員の間で協議をして当然低い点数を出した人

は自分はこういう理由で低い点を出した、この点改善をしたほうがいいんじゃないかっていうキャッチボールそれこそ審査員間ではありますが、キャッチボールできると思うんですね。そういったことをすることによって充実した審査ができると思うんですが、その実情についてお答えください。

高橋都市計画課長 1点目のアンケートの関係ですが、審査の段階におきましてはそういったアンケート資料とかそういったものはありません。どう言いますか、新たに指定管理者を公募するわけがございますので、今回は1社でございました。継続引き続きの業者でございましたので、嶋田工業であります。嶋田工業の資料というものはあるわけですが、例えばほかの公募でほかのやられる業者さんがやられる場合におきましては、こういったアンケートが出ていますっていうことが果たして審査員さんにお示しすることが妥当かどうかという判断はいたしかねるところであります。プレゼンテーションの中でも、今回本当に1社であった、たまたま2期目、3期目であったというところからのスタートでありますので、我々としてはどちらから公募が出てくるかわからない状況の中でのスタイルになっております。そういった面で前任の資料的なものをお示しするというよりも、いかにこの我々が望んだ公園の適正な管理であり利用者ニーズでありサービスの向上が図られるかっていうその企画提案書に基づいて審査をしておるところであります。3番目の審査員間のお話につきましては、審査結果の得点を皆さん方にお配りして、その中で協議は持たれているところではありますが、特に自分がどの点をつけたということについての発言はなかったと思いますので、そのあたりの討論はされていなかったと記憶しております。

大井淳一郎委員 最後のところなんですけど、審査員の協議、別に自分の点数を言うことはないんですけど、ただその協議の中でこの点問題があるんじゃないかとかいった意見がちゃんと出されて、それを踏まえた上で、今後に生かしているのかということはず確認でお答えください。

佐村建設部長　今の御質問ですけど、審査員会の中でそういった協議ということになる場合っていうのは、よほど処理並びにプレゼンテーションの中でこれは問題があるんじゃないかっていうケースにはそういったこともあるかもしれませんが、まずはその資料、それからプレゼンテーションを受けた後に質疑それからその質疑を見て質疑の結果、採点をするところについてはそれぞれの審査員の独立性を言いますか、そこにやっぱり委ねられている、採点が済んだ後に合計をして、結果がどういう結果になりましたよっていった段階で審査員長が諮るという形になります。諮るというのは、例えばあり得ることとして、結果については合計点の高いほうを特定するという原則がありますので、点数の平均点の合計点の高いほうを特定するということによろしいかという形で諮ります。ただ、多数決をとれば逆になることがまれにありますので、あり得ますので、そういった場合には個々にこういった状況になっている、総合点ではAさんですけど、多数派はどちらかというとなBさんになりましたっていうケースについて、個別にやることはあるかと思えます。ただちょっと私はその部分は経験していませんので、基本的にはそれぞれ採点した内容について、個々にこれだけ自分がつけたそれについて、どうだこうだっていう議論はよほど特別な例がない限りはないということ、審査員会の状況っていうのはそういう状況でございます。

大井淳一郎委員　これはですね、今言われたことをまとめますと、企画提案書に基づいて基本的には審査をし、他にも書類あると思うんですが、あるいは点数をつけてよほど特殊なことが起きない限り、協議にはならないという理解をしております。そうするとですね、あくまでも書面上の形式的なものになりまして、結局今後ですね、この指定管理をよくしていくためにはどうしたらいいのかっていう、せっかくね公募委員が3人、市民目線の持たれた方が3人もいらっしゃるのに、そうした意見も全く聞かない、特殊な場合ではない限り聞かないっていうのはどうかなと思うんですが、その点について部長さん、済みません。

佐村建設部長 業者さんのプレゼンテーションがあるわけですね、うちの会社はこうしようと考えておりますっていうプレゼンテーションを受けて、質疑をします。資料についてはそのプレゼンテーションがある前に事前にお渡しして読んでいただいております。ですから聞きたいことも、プレゼンテーションの場で、聞きたいことをあらかじめ考えてきておられます審査員の方。審査員の方がそこで質疑をすることによって、発展してそれに附帯して質問が出ていくという形を取りますので、提案者と質問者というやりとりのようには見えますが、そこでは審査員相互がその内容について掘り下げていくという形で、いわゆる審査員同士の協議という形ではなく、提案者のやりとりの中でそれが議論が高まっていくというような形をとっておりますので、そこについては問題ないのかな、今のやり方が問題があるというふうには私は理解しておりません。

杉本保喜委員 プレゼンテーションの中にですね、嶋田工業さんが今まで自分たちがやってきたことを踏まえて、反省点なり自分の自負するべきところをプレゼンテーションの中に入れてるなって感じられる部分がありましたか。

高橋都市計画課長 特に竜王山公園につきましては、希少な植物等がありますので、過去の2期の間はかなり御指摘をいただかれたところもあるようです。草刈りとかですね、除草作業において。そういったところは今期は3期目になっており、地域のそういった自然観察指導員の方とかあるいは地域のそういったアサギマダラとかあるいはヒメボタルとかそういった動物等もかかわっておられる方と、おつき合いをされておりますので、そういったことの反省点も中には入れられておりました。そういった反省も踏まえて、確実な維持管理は可能であるという御発言もあったと記憶しております。以上です。

長谷川知司委員 審査項目の中に施設の効用が最大限に発揮されるとあります。竜王山公園、私はしょっちゅう行くんですが、当初指定管理されたとき

は鯉のぼりを設置された。それ以降自分の中ではこういうのをされているというのが目に浮かばない。それとマイナス思考としては猫が多い。それに対して餌づけをしている。これに対してこの指定業者からどういう提案があったのか。また、竜王山の活用でどういう提案があったのかというのを聞かない。ただ単に草刈りだけをすればいいじゃあないかというような感じに、御無礼ですけれど。管理される方はそう思っただけではいけないと思いますのでそこをどのように指導されているかもあわせてお聞きします。

高橋都市計画課長　まず猫の件から市の都市計画課あるいは環境課と連携を取ってどうにかしたいと考えておるところでありまして特に指定管理者からの猫問題についての提案はなかったと記憶しております。鯉のぼり事業というのは確かにやられておりまして、後は竜王山に限れば防災用の自動販売機の設置といった個別のことはされておるようです。後は具体的な現地で見えるものというものは委員さん御指摘のとおり草花を保護するための周辺整備、草刈り等の整備というものしか特に目立って見えるものはなかろうかと思っております。その周辺地域との交流人口をふやしていこう試みの中で周辺施設あるいは周辺地域の皆さん方、それと行政を含めた形で連携をしてやっていかなければいけないという決意表明はされたと思っております。以上でございます。

長谷川知司委員　竜王山公園だけでなく海を含めてC.C.Zということで整備されていらっしゃる。その活用については市が強力に指導していかないと個別に竜王山だけの管理、また海だけの管理ということでは意味がないと思うんです。あそこは私の一般質問でも行うのであまりここでは質問を厳しくはしませんが、山陽小野田市にとっての宝であるものをどのように行政が、行政ではなくて指定管理ということで宝をもっともっと輝くようにするかということで考えていかないと。ただ、維持管理という点だけでは指定管理では物足りないんじゃないかと思うんです。そうであれば草刈りだけの指定管理にしてそれを企画するほうはま

た別の指定管理という形で分けてもいいんじゃないかと思うんです。そういう発想があるかどうかお願いします。

高橋都市計画課長 維持管理と企画部門の指定管理の分離ということは現在考えておりません。やはりその指定管理者の維持管理だけのことだけではありません。私の答弁がまずかったんだろーとは思いますが、やはり公園の魅力をアップさせる、周辺の観光資源と言いますか、自然も含めた観光資源として捉えてそれを有効に活用していく一つの手法を指定管理のほうに知恵を出していただくという考え方です。あくまでも指定管理に全てその周辺を任せるという考え方は持っておりません。都市公園は都市公園としてのあり方というのがあると思いますが、そういったほかの施設もありますので、それはその指定管理を出す庁内側にも当然連携を深めていく必要があると思います。以上です。

長谷川知司委員 今資料があるかどうかわかりませんが、2番目の施設の効用が最大限に発揮ということで具体的にどういう提案がされたか、ちょっと言っただけですか。

佐村建設部長 効用を発揮する提案ということに関しましては、竜王山の、例えば山野草とか貴重な資源がございます。それと歴史的な亀の伝説的なものもあります。そういったものも含めて竜王山にあるそういった貴重な観光資源を地元のガイドの方を活用して来られた方に案内していくという提案もございました。これについてはそのガイドというところはこういうところで、こういうところにはこういうものがありますよということをもっと広く深く知ってもらうという形のものになるわけですが、そういった中で審査の中でこちらからの提案もするわけですが、ガイド、説明をするだけではなくてそういうガイドマップ、点在する魅力のあるものが竜王山のどこにあるかというのをプロットしていく、そういう資料をつくれれば管理するときにも例えばアサギマダラが好きなサワヒヨドリですかね、蜜を吸う。そういったものを昔管理上刈ってしま



ってすごく怒られたことがあるんですが、そういうものがどこにあるかということプロットしていけば管理する上でも残すということができるし、来られた皆さんもどこにどういうものがあるんだなあということがわかるので、そういったものをつくってはいかがですか、これは提案としてガイドでそういう案内をしたいと言われたので、それではマップをつくって、マップ自体は本山のほうでつくっておられるんです。民間のほうでつくっておられるんですけども、それが管理するときにもそれが役立つようにどこに何があるというのをプロットして行ってそれでそういうガイドマップをつくってガイドしたらどうですかという提案も審査員のほうからしたという状況で。今のところ竜王山に関してはそういうことです。以上です。

杉本保喜委員　そういうガイドにしる山野草の地図づくり等なんかを本当は教育委員会とタイアップして行政が企画等々それぞれ関係の部署がその嶋田工業に協力してやっていくという形をとらないと嶋田工業が花火を打ち上げてはですね、なかなかその辺は難しいと思うんですよ。そこに初めて長谷川議員の言われるように行政と管理者との間の話し合いなりキャッチボールが生かされていくと思います。提案は確かに大切です。その提案が出た以上はどのような形でお互いに生かせるところを生かしていくかというようなことをしないとはっきり言って私もこのガイドにしる地図づくりにしろかかわっていますけれども民間団体のほうに嶋田工業からよろしくと言われても動きようがないんです。はっきり言って。やはりそこに協力するものがないと動けない。その辺のところを一つ検討しておいていただきたいと思います。これは要望です。

佐村建設部長　今の提案については市の中でも議論したことがあります。これは指定管理とちょっと離れて大きな観点になってしまいうんですが、竜王山をどういった形で管理していくか育てていくかということについては文化財なり貴重な自然資源なりを含めてどこに何があってどういうふうに残していくかというのを教育委員会も含めてそういった構想的なもの

をつくらないといけないなということで議論はしたことはあります。それはそれとして公園の将来のあり方として竜王山公園に限って言えば将来のあり方として関係部署が集まって構想をつくっていくというのは指定管理と別な仕事としてこれから進めていかないといけないと思います。それと指定管理に関して言えば、先ほど交流人口を含める云々の長谷川議員さんの質問の内容にかかわる話ですけれども今のところ観光面についての主張提案というもの先ほど説明しましたような提案というのはあるわけですから。ガイド云々という提案もあるわけですが、そこに重点をおいてというところまではまだ行ってないかもしれません。ただ指定管理、その草刈りをするだけかというのではなくて、それを提供して心地よい状況にするという最低限のことはしていかなないとよそから来る人も来ないというところがありますので、案外容易そうでそこが一番こだわっていかないといけない。きれいな状況を見せる、自然があるものは自然をわかりやすく見せるという最低限のことは当然していかなないといけない。それとこれからもっと指定管理が決まればきょうここで提案のあった内容について検討して計画書の中に盛り込んでいただきたいというふうに考えております。

大井淳一郎委員 従来竜王山公園に対しては山野草等を刈ってしまうことがありました。これはもちろん指定管理者がわざとやっているわけではなくて重過失か軽過失かはおいといて過失でやっているんですよ。それは行政のほうがちんと部長が述べられましたいろいろな他団体も含めてつくった情報を嶋田工業に示すということも必要だと思うんですよ。その辺も含めた答弁もされたのかもしれませんが、その辺をきちんとしないとよかれと思って結果的にはそういったことをやってしまうことなんですけど、その点について改めて答えていただければと思います。

佐村建設部長 嶋田工業については、過去2回にわたり足かけ6年目になるんですかね。やっております結構地元とは密接にかかわっております。ガイドの方についても自然観察員の方とのコンタクトを取りながら進め

ておりますし、今のアサギマダラの好きなサワヒヨドリのことについても連絡を取りながらいつどの時期に何をどのあたりを刈ったらいのかということを含めてやっておられます。この辺は市がいちいち指示をして動いていただく指定管理じゃあ物足りないわけですからそこは地元で密着してやるということをうちは逆に指導しております。その辺についてはこの業者についてはやっておられる。たまたま指定管理者側の指示が行き届かなくて刈ってしまったという事実がありますけれども、最近ではそういうことは少なくなっているというふうに考えております。

長谷川知司委員 草刈りについてですが、あの時期は本当に大変ですから、大変なのはわかりますが、私が行ったときに不快に感じるような時期があります。やはりこれは草刈り前だと思いますが、そういうことがないようにもっと指導すべきか人をふやすべきかそういうような適切な対応を業者が取られるように市のほうが指導すべきだと思います。それからヒメボタル、桜という大事な資源もあります。そういうものをどのように発信しているのか。ただ指定管理は受けてだけでそういうイベントに対しての発信やものは私は見当たらないし、どこまで発信するかは当然行政と検討してやっていくべきだと思うんです。大事なものですから、ある議員がブログで発信もされていらっしゃいます。それだけでは物足りないように思いますので、そこを今後どうするかを教えてください。

高橋都市計画課長 嶋田工業さんにおかれましては、現在ホームページを開設されてその時期時期の山野草の咲きぐあいであるとか動物の出ぐあいであるとかいう情報発信はされておりますが、それをもっと情報発信をもう少しその中身を検討して行ってそのインターネットをもう少しうまく活用したいということもおっしゃられておりました。後は地域でのイベント等に自主的に参加してその地域の要望自体というもの、それも拾い上げていきたいというようなことを言われておりました。また、ホームページでそういった発信をすることによって外からの情報もまたいただける、あるいは要望とかそういったことも聞くことができるような形を

もっと充実させていきたいという発言をされておったというところでございます。以上です。

長谷川知司委員 そのホームページを私は知らなかったんです。ホームページはどうすればいいんですか。嶋田工業の中に入っているんだったら意味がないんですが、どういう形であるか教えてください。

高橋都市計画課長 御指摘のとおり嶋田工業の中でホームページを開いておりますので、たしか選定委員会の中でもちょっと委員さんからの御発言があったように記憶しておりますが、山陽小野田市のホームページとリンクできるような形をとらないかというような御発言もあったというように記憶しております。もう少し嶋田工業さんが竜王山周辺を宣伝されておる情報がどういうふうに使途を活用できるかというのは少し考えたいと思っております。嶋田工業さんのホームページからごらんいただけます。以上です。

大井淳一郎委員 今の補足ですが、それは嶋田工業さんが同意すれば市のほうからページを拾ってバナーをつくれれば簡単なことなので、それとあと観光協会も含めて、観光協会のほうからもできることもあるんですが、簡単なことだと思いますが、それはどうですか。委員からも意見が出ていますし。

高橋都市計画課長 部署が違いますので、情報管理課との関係が出てまいりますので、ここではちょっと発言は差し控えさせていただきます。以上です。

中島好人委員 指定管理料ですが、資料2に掲載がありますが、この2期目と3期目の具体的な違いというのがあれば言っていただければと思います。

渡邊都市計画課課長補佐 嶋田工業の指定管理料につきましては、上がったも

のとしましては先ほど申しました税抜きで申しますと物価上昇を見込んだ人件費が主になります。あと電気とか水道とかも若干上がっております。以上です。

中島好人委員 違いの額はわかりますでしょうか。

渡邊都市計画課課長補佐 25年度と対比いたしまして指定管理料が38万8,000円の上昇です。

中島好人委員 今資料2を開いて書く準備をしているんですけども、それぞれ収入支出の項目があるんですけども、これは変わらないということなんですか。具体的に資料2は3期目このたびののでしょうか。前回の2期目との違いはどうかと聞いているんですけども。なぜ聞くかというところの辺が上がったのか下がったのかどうなったのかこれで正解のなかどうか私にはわからないので、そういう比較として前回の指定管理料が3,300万円だったのが、200万円上がって3,500万円になりましたよとか、その辺の違いというのはあるのか全く同じなのか、その辺はどうでしょうか。

大井淳一郎委員 まず確認したいのですが、資料2というのはあくまでもこのたび嶋田工業が決まった後の額であるかどうか。それは34万8,000円上がったということなんですけれども、それは結局今の示されている額より34万8,000円低い額が今の額でよろしいのか、そこを教えてください。

渡邊都市計画課課長補佐 今お手元にお配りした資料2につきましては先ほど説明をいたしましたとおり公募時の上限額を算定する根拠となった数字となっております。

高橋都市計画課長 この資料2は新年度から27年度から指定管理をしよう

するものに対する金額を定めるための資料でございます。過去の件につきましてはちょっと対比するものは今御用意いたしておりませんが、その過去の指定管理料に38万何がしかを増額した指定管理をしておると。ただ指定管理料を出すに当たっては全体の24年度、25年度の平均した額をもとに支出の総額を出しております。その中で収入があるもの、利用料金制度を取っておりますので、その有料施設の24年度、25年度の平均値と言いますか、その実績を考慮した中で利用料金等が発生しますので、支出から利用料金を差し引いた金額を指定管理料としておると。それでなおかつ指定管理料については38万何がしかの増額となっているということでもあります。

杉本保喜委員 我々今全体的に聞いているのは前回のときに提示されたそれぞれの金額と今回の金額とどのように違っているのかなという思いも一つあるんですよ。それから一つ例えば委託費の中のさめよけネット、これが新たに要望されたものか。海水浴場だからずっと前もさめよけネットを当然買って設置していると思うんですけども、これの更新とかそういうような理由が出てくると思うんですよ。その辺のところを知りたいということだと思います。

高橋都市計画課長 御指摘はこの比較表を提出するということでしょうか。以上です。

松尾数則委員長 基本的にはいろんな意見を聞くと比較表を出してもらわないとわからないということ。それはここで説明してもらってもいいですよ。

大井淳一朗委員 直近の決算ベースのものを資料として提出していただきたいと思いますので、委員長諮ってください。

松尾数則委員長 その資料出せますよね。まだ、都市計画があるんで終わるまで大丈夫かな。

佐村建設部長 申しわけありません。つくります。

松尾数則委員長 済みませんが、よろしく申し上げます。

高橋都市計画課長 ちょっとどちらを提出するのか聞き逃したもので、再度確認させていただきたいのです。

大井淳一郎委員 一番中島さんの質問の意図に沿ったものであったほうが良いと思います。基礎額のほうが良いの。基礎額の比較は出るんですか。どっちが出ますか。

中島好人委員 やはり前2期目のときに指定を取ったとき、そのとき出した資料に今出した資料との比較はどうなのかということです。

高橋都市計画課長 現在お配りしております資料2に対して形で把握できるものをつくりたいと思います。少しお時間いただくようになるかと思いますが、申し上げます。

松尾数則委員長 それでは、暫時休憩します。

---

午前11時47分休憩

---

---

午前11時48分再開

---

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして委員会を再開いたします。1時からいまで大丈夫。1時までにつくってください。それでは、1時から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

午前11時49分休憩

---

松尾数則委員長 それでは、全員そろいましたので、産業建設常任委員会を再開いたします。いろいろごちゃごちゃしたことがありまして今回は議案第 87 号、議案第 88 号下水のほうから審議をしていきたいと思えます。議案第 87 号平成 26 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）につきまして執行部からの説明を求めます。

佐村建設部長 午前中の件につきましては現在整理中でございますので、後ほどお持ちいたします。大変申しわけございません。それでは、議案第 87 号につきましては事業費の変更及び修繕料の増額補正を行うものです。詳細につきましては、担当課より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

多田建設部次長兼下水道課長 議案第 87 号平成 26 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について御説明申し上げます。これにつきましては、若冲雨水排水ポンプ場スクリーンかす搬出機、市内のマンホールポンプ、小野田水処理センターの非常用電源の補修費用を補正予算として計上いたしております。それとともに、交付決定に伴う事業費の減額、歳入がふえ歳出が減ったことにより、消費税の納付額が増額となり、その費用を補正するものです。歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ、1 億 3,698 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 9,954 万 5,000 円とするものです。詳細につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。予算書 7 ページ、8 ページをお開きください。1 款下水道事業費 1 項下水道事業費 1 目下水道事業一般管理費 27 節公課費 242 万 1,000 円でございます。これは消費税及び地方消費税を増額したものです。1 款下水道事業費 1 項下水道事業費 2 目施設管理費 11 節需用費修繕料 159 万 3,000 円でございますが、若冲雨水排水ポンプ場の機器、市内のマンホールポンプ、小野田水処理センターの機器の修理にかかる経費を計上しておりま



す。また、1款下水道事業費1項下水道事業費4目下水道建設費13節委託料4,706万5,000円は入札減、15節工事請負費9,393万5,000円は交付決定に伴い事業費を減額したものでございます。続きまして歳入について御説明いたします。予算書5ページ、6ページをお開きください。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費国庫補助金1節下水道事業費国庫補助金7,050万円は交付決定に伴い交付金を減額したものでございます。4款繰入金1項一般会計繰入金1目下水道事業費繰入金1節下水道事業費繰入金1,055万6,000円でございますが、うち下水道事業費繰入金344万4,000円は修繕費と消費税の増額に伴う繰入額の増額であります。下水道建設費繰入金1,400万円は交付金の減額に伴う繰入金の減額で5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金57万円は先の決算認定を受け調整するものです。7款市債1項市債1目下水道建設事業債1節下水道建設事業債5,650万円は補助事業の縮減により調整額を計上したものです。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則委員長 執行部のほうの説明が終わりました。委員の質疑を受けたいと思います。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

中島好人委員 今歳出分から説明がありましたけれども、消費税分が増加ということで242万1,000円あるんですけどもその合計というのは何ぼになるんですか。

多田建設部次長兼下水道課長 消費税につきましては、現年度予算が13万円ありますが、今回支払いましたものは中間申告分といたしまして85万300円、確定申告分として170万700円の合計となります。今回の消費税全体額としまして255万1,000円でございます。それに対して当初予算前年度の消費税分として計上しておりました13万円を減額したお金として242万1,000円という数字になります。

中島好人委員　これが全額ですね。それと、委託料の減額の説明が入札減ということの説明でしたが、この事業と大体このくらいの額が減として見込まれているのかどうなのか、その辺についてはどうでしょうか。

多田建設部次長兼下水道課長　予算書7、8ページの中の1款1項4目13節委託料でございます。その委託料の中の二段書きでございますが、調査設計委託料これにつきまして3,200万8,000円減額となっております。この業務自体は施設の長寿命化事業に係る詳細設計に係るものでございます。当初予算は4,000万円を計上させていただき、御審議していただいて予算化しておりましたけれども、その中身の精査をかけた段階。それから受託業者自体が当市の施設関係について非常に熟知しておる者が落札し請け負ったというような状況の中でこれだけの減額分が出てきております。また、計画策定委託料のほうにつきましては今年度で事業認可が切れるということで事業認可の見直し業務をしております。これにつきましても1,000万円程度の予算額に対して500万程度の請負金額であったと。これも請負業者自体が山陽小野田市について熟知しておる業者がとったことによるものです。委託内容については全く変わらないけれども、請負金額についての差額が出たものです。それともう1点申し述べておかなければいけないのが、計画策定委託料の中に高千帆地区治水対策事業に対して1,000万円という予算をおつけいただいております。ただ、この委託料1,000万円についての中身は法定手続を取るための資料作成、法定手続を取る業務という形で予算化されておったと理解しておりますし、前任者からもそういうふうに申し送りを受けておりました。ただ現在4月1日以降この業務について精査をかけた段階でまだ法定手続を取る段階ではないという判断をせざるを得ない状況がございました。中身につきましてはポンプ場が必要であるという結論に至った場合における用地が確定しない限りは計画決定も打てない。またポンプ場自体が突出する排出先が河川である有帆川であるとした場合河川課との協議、港湾管理者との護岸関係との協議、下水道課として公共下水としての雨水整備事業としてこの事業が成り立

つかどうかという確認業務、そういったものを現在進行しております。それらが確定できない限り業務委託において法定手続をとる作業に入れないという判断をさせていただいて1,000万円ついておりました予算をここで減額させていただいております。ただし27年度におきましては市としての整備方向性を出した上で本業務に携わっていきたいと考えております。また、この件につきましては別の段階で御協議いただくようになろうかと思っております。以上です。

中島好人委員 計画策定委託料1,500万円の減額の主なものは高千帆のポンプ場の1,000万円の予算が法定手続をする際の資料がそろわないというところで減額と。だから事業そのものが明許繰越というか事業として継続されていくのかどうか。引き続き色をつけて予算化されていくのかどうなのか。

多田建設部次長兼下水道課長 議員御指摘のとおり本業務につきましては、議場におきましても市長が方向性を出しますと議場で明確に答えております。それを現下水道課においてやっていけというトップ指示を受けた中での業務でございます。一昨年からこの業務に携わってですね。シミュレーションをかけて現状との浸水状況の把握に努めてきて一応25年度段階で方向性が見えておりました。ただ、4月1日に下水に来たときに少し私の疑問点がありましてそれで精査をかけたという中でやっと今市長部局の中で協議中でございます。それを持って市の方針を打ち出して対応策を来年度以降も実現していくという継続事業として捉えております。以上です。

大井淳一郎委員 今中島議員のほうからあった委託料の関係と15節の工事請負費の減というのは何らか関連性があるんでしょうか。

多田建設部次長兼下水道課長 15節工事請負費につきましては、あくまで交付決定による減額による補正ということで御理解いただければと思いま

す。

大井淳一郎委員 関連性はないということで理解しました。それで、この工事請負費交付決定に伴う減ですが、この請負費が減った要因は何ですか。自動的にこうなったということですか。

多田建設部次長兼下水道課長 要望額に対して国費がついてこないという理由以外にお答えしようがないというのが現状でございます。

松尾数則委員長 どなたか質疑ございますか。なければ質疑はこれで打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第87号平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第3回）につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第87号は原案どおり可決すべきものと決しました。議案第87号のほうは終わります。次に議案第88号平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について執行部の説明を求めます。

佐村建設部長 議案第88号は平成25年度決算の確定による補正です。詳細につきましては担当課より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

多田建設部次長兼下水道課長 議案第88号平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について御説明をいたします。これは、決算で確定した繰越金の変更にかかる経費を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,451万5,000円とするもので

す。詳細につきまして予算書4ページ、5ページの歳入の部をお開きください。2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金3万7,000円の減額は、繰越金の増額分を調整するものです。3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金3万7,000円は、先の決算認定を受け、それを調整するものです。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明は終わりました。委員の方の質疑を受けたいと思います。これは歳入歳出を含めて質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中島好人委員 先ほども一般会計からの繰り入れを減らして繰り越しを少なくというのがありましたけれども3万7,000円で低いわけですけれどもこの主な理由は何ですか。

多田建設部次長兼下水道課長 議員御存じのとおり農業集落排水事業につきましては、事業を実施しておるわけではなくて維持管理業務に当たっております。この維持管理業務に当たりまして使用料をこれに充てております。繰入金自体はさっきの御説明でもあったような形で目安として繰入金の額を予算化している中でその財源として使用料を充てた段階で繰り入れる必要がなくなったもので繰入金を減額するという流れでございます。意図はございません。

松尾数則委員長 よろしいですか。質疑がなければこれで打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第88号平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第88号は原案どおり可決すべきものと決しました。それでは、引き続きまして、議案第98号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

佐村建設部長 議案第98号は下水道施設の保護及び機能の維持を図ることを目的として条例を改正するものです。詳細につきましては、担当課より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

多田建設部次長兼下水道課長 議案第98号は山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。御説明申し上げます。お手元に参考資料がございますか。改正後、改正前という資料がございますか、ありますか。資料に基づきまして御説明申し上げます。参考資料1ページをごらんください。下水道条例第8条及び第10条の変更については、法令への準拠に万全を期すために必要な文言の修正をするものであり、どちらも運用上問題はないものではありませんが、山口県の条例が変わった場合に適法状態を保ち、規制値が本来あるべき数字になるよう予防的に改正するものです。続きまして2ページをごらんください。下水道条例第10条の2の新設については、基準に適合しない下水を排除する際に設置が義務づけられる除害施設の届出を下水道法による非特定事業場に対して新たに義務づけるものであり、下水道施設の保全を目的として除害施設の実態を把握し、事業者に必要な維持管理を指導するため新たに規制をかけるものです。そのため、全ての除害施設を届出対象にしなければ効果が薄いことから、附則第2項により既設の除害施設についても、新たな規制であることを鑑みて1年以内に届け出ることとしてあります。同じく2ページです。下水道条例第12条の変更については、従来は使用開始後であった届出時期を法令上の使用開始届と同じ使用開始前にすることで、届出の忘れ及び怠りを予防し、より公平な使用料の算定及び徴収を図るものです。使用開始から届出までの期間が施行日にまたがる場合を想定して、附則第3項から第5項までにより経過

措置を設けてあります。また、法令上の使用開始届によって条例上の使用開始届を省略できるようにし、事業者向けの届出及び一般家庭向けの届出の両方を不必要に出すことがないようにし、事務効率の向上を図るものです。資料3ページをお開きください。下水道条例第13条の削除については、これまで下水道法が改正される過程において、本条が定める悪質下水の概念は削除され、参照している下水道法施行令の条番号も不正確であるため、悪質下水に関する規定を削除して現行法に準拠したものに改正するものです。同じく3ページをごらんください。下水道条例第34条の変更については、以上の改正に伴う罰則について、国が示した標準を参酌して改正するものであり、使用開始等の届出を怠った場合及び悪質下水の排除の開始等の届出に係る罰則を削除し、除害施設の設置等の届出を怠り、または虚偽の届出をした場合の罰則を新設するものです。これらの施行期日は、4月1日としております。なお、下水道条例の改正にあわせ、今後も下水道施設の保全及び事業場排水への指導に努め、市民生活を支える下水道の維持管理を徹底してまいります。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

松尾数則委員長 執行部のほうの説明が終わりました。議員の質疑を受けたいと思っております。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大井淳一郎委員 今最後のほうで説明がありましたが、罰則のところでは新しい条文は使用開始等の届出については罰則を設けないということでございます。虚偽の場合はやりますけれども、この変更理由についてお答えください。

多田建設部次長兼下水道課長 その罰則をのけて、削除して新たに除害施設の設置等の届出を怠ったり虚偽の届出をした場合に罰則を与えるという形での変更をしております。

大井淳一郎委員 不実の記載があるというのと怠ったとは違うんじゃないです

か。怠るというのは届出をしないこと。不実の記載は届けたけどうそがあったということで、そこはちょっと漏れがないのかな。

多田建設部次長兼下水道課長 34条の最後の削除し、以下の届出を怠る、届出を出さなかった場合それと虚偽の届出をした場合、両方とも罰則を与えますよという表記にしております。

大井淳一郎委員 34条の新設のほう、(5)第10条の2の規定による届出を怠った者。これは例の除害施設の設置等の届出ですよ。それとは別の12条については不実のものはあるけれども届出を怠ったものはないというふうに見えるんですが。

光井山陽水処理センター所長 水処理センターの光井です。ただいまの件ですけれども、下水道を使用する前には必ず排水設備の設置工事の申請をしなければなりません。今までは排水設備の設置工事の申請と使用開始届というのは別個に出していただいております。排水設備の設置工事が完成した後に今度は下水道を使用し始めた後に使用開始届を出していただくというふうになっておりましたが、今後排水設備の設置工事の申請を出すと同時に使用開始届も出していただくというふうな指導していきましていつ使用開始したのかわからないというような状況をなくそうという意図があります。

大井淳一郎委員 12条による罰則がどのような形で拾っているのかを説明してください。

多田建設部次長兼下水道課長 基本的には出してもらわないといけないよ。設置届と使用開始届、これを出していただくんですよ。これを怠ったら罰則ですよ。うそを書いていたら罰則ですよということを34条でいっています。12条においてはその出すことについての記載に対しての罰則をのけて全てを出させるように仕向けるという考え方を持って34条で



罰則を全てにかぶせたということでございます。

大井淳一郎委員 法の趣旨はよくわかりました。

中島好人委員 この条例とは直接かかわりがないんですが、下水道の関係で本管が通っていてまだ家庭のほうに下水道を整備していないというのはどれくらいあるかと前出たので90%以上あるととっさに答えた経緯がありますが、その辺のパーセントと2年以内に設置しなければいけないという条文も頭に浮かんでいるのがありますが、その辺はどうなっているのかお尋ねしたい。

多田建設部次長兼下水道課長 前回は申し上げましたけれども整備率と水洗化率とは違う話でございます。整備率としましてはおおむね90%程度の整備はできております。その中で水洗化するかしらないかは個人の懐の問題もございますので、そのあたりは水洗化率のほうで数字的にあらわすような形になっております。また、2年云々と言われたのは多分供用開始して水洗化が可能な状態になってから3年以内に水洗化をお願いしますということで今現在も進めております。またこの件につきましては供用開始後3年に近い場所におきましては下水道課において啓発活動として3年経ちますけれども水洗化のほう、よろしく申し上げますという文書配布することによって水洗化率を向上させるべく原課としては努力しております。以上です。

中島好人委員 その水洗化率はどのくらいになりますか。

多田建設部次長兼下水道課長 今現在水洗化率は89.9%です。

松尾数則委員長 ところで、この除害施設というのはどういうものを示しますか。

多田建設部次長兼下水道課長 除害施設というのは今説明した中にもありましたように特定事業所、これは水質汚濁防止法にうたわれる薬剤、薬品を出すところ及びダイオキシン関係の排出があるものは特定事業所として、除去する施設をつけます。これを除害施設と言います。また非特定事業所というのがございましてその今言った水質汚濁防止法及びダイオキシンに関する成分を排出しない事業所、これは全ての住民に当たります。これは一般家庭も対象でございます。ただ、通常の家でありましたら、規定に違反するような水質は出てきません。現在除害施設としてグリストラップというのが代表的な例ですが、そういったものが除害施設になるかと思えます。ちなみにつけるところと言えはラーメン屋さんとかケーキ屋さん、油分を排出すると思われる事業所でございます。以上です。

大井淳一郎委員 前の件は使用開始届というのは事後的に出すということだから怠るということがあるが、新しいほうは事前に届け出るのだから怠るという事例がないということでしょう。

多田建設部次長兼下水道課長 あくまで下水道施設使用に関するものでございます。したがってそれを新設する場合においては排出設備の段階で届出を出していただく。既存のものに対して出ていないものについても1年間の猶予を持って提出を求めていきますよということがありますので、それにも縛っていきなという考えでございます。今議員さん御指摘のとおりないとは思いますが、既存のまだ届出がされていない、義務づけられていない施設についても求めていきますよというところがございまして。

大井淳一郎委員 古いほうは使用開始等の届出を怠った者についての罰則はありますが、新条例で12条のほうは使用開始の届出を怠った者についての罰則はないですか。

多田建設部次長兼下水道課長 理解不足で済みません。新設の場合それはあり得ないと考えています。

松尾数則委員長 よろしいですか。質疑がなければこれで打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第98号山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第98号は原案どおり可決すべきものと決しました。どうもお疲れさまでした。下水道課のほうはこれで終わりました。次は土木課ですね、ここで5分休憩します。45分まで休憩します。

---

午後1時37分休憩

---

---

午後1時45分再開

---

松尾数則委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。議案第106号市道路線の変更について、執行部の説明を求めます。

佐村建設部長 議案第106号は有帆川大橋供用開始に伴う変更です。詳細につきましては担当課より説明させますので、よろしくお願いします。

森土木課長 それでは、議案第106号市道路線の変更について、御説明いたします。今回変更を行う2路線については、小野田湾岸道路の開通に伴い県道妻崎開作小野田線の一部の管理を県から市へ移管するもので、それぞれ道路法第10条第2項の規定に基づき変更を行うものです。それ

ぞれの路線について説明します。資料の図面1ページをごらんください。市道有帆川堤防右岸線については、県より移管される道路のうち小野田湾岸道路の下から当嶋橋までの約697メートルを延伸し、起点と延長を変更するものです。次に裏のページをごらんください。市道浜郷線については、当該路線に県より移管される道路の当嶋橋から国道190号の高須交差点までの約1,381メートルを延伸し、起点と延長を変更するものです。なお、起点が浜から高須に変わるため路線名も市道高須郷線に変更いたします。以上でございます。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。この件については現地視察も行っておりますので、その辺も踏まえて議員のほうの質疑を求めます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中島好人委員 県から移管させる道路ですが、維持管理が今後市のほうになるわけですけれども、その辺できちんと悪いところは補修されて市道に移管されるというのは確認がとれていますか。

森土木課長 宇部土木建築事務所の道路維持管理課のほうと土木課で現地を確認しましてうちから修繕の希望等を出しています。ただ、うちの希望どおりに全てを認めていただくわけではございませんが、当面移管後のすぐの修繕がないような形で受けることとしています。以上です。

松尾数則委員長 市の要望はどのようなことを出しているんですか。

井上土木課主査兼管理係長 土木課の井上です。市の要望と申しますのは、舗装の打ちかえ、補修、ガードレール等附属工作物の補修、その他に今回は3カ所ほど橋があるのですが、その小さな橋で悪いところについては補修をしていただくようお願いをしております。以上です。

松尾数則委員長 どなたか質疑のある方はいらっしゃいませんか。質疑がなけ

ればこれで打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第106号市道路線の変更について、賛成の委員の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第106号市道路線の変更については原案どおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。続きまして、議案第107号市道路線の認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

佐村建設部長 議案第107号は市道路線を新たに認定しようとするものです。詳細につきましては担当課より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

森土木課長 議案第107号市道路線の認定について、御説明いたします。新たに2路線を認定するわけですが、道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものです。それぞれの路線について説明します。資料の図面1ページをごらんください。市道横土手大塚線については、小野田湾岸道路の建設に伴い山口県によって整備された道路の側道及び側道と市道大塚団地1号線を結ぶ道路の約485メートルを新たに市道認定するものです。次に裏のページをごらんください。市道丸河内学校線については、小野田中学校進入路の国道190号にかかる住吉陸橋を今後、道路の交付金事業を活用して定期点検や修繕を行うために、市道丸河内1号線から橋までの約133メートルの管理を学校から土木課へ移管し、新たに市道認定するものです。以上です。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明が終わりました。議員のほうの質疑を求めます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

長谷川知司委員 最初に市道横土手大塚線ですが、市民病院へのアクセスということは将来的にこれは可能かどうかをお聞きします。

森土木課長 参考資料の図面を横に見ていただいて側道との交差点の部分から病院側のほうに向かって2本線が入っていると思いますが、これは湾岸道路の決定を行った湾岸のパンフレットにも載っていますが、将来こちらから橋がかけられるような構造にはなっておりません。沖中川がございまして、そこに橋がかけられるような位置には、今回の側道はつくってあるということでございます。

長谷川知司委員 もしそれをするとすれば担当は市のほうになるんですか。あるいは病院局になるんですか。その確認をお願いいたします。

森土木課長 道路の位置づけをどうするかでございますが、この先線はいきなり病院にはつながっておりませんので、田を横断して行くようになりますから、こちらについては、つくれば市道認定した上での整備になるかと思います。

杉本保喜委員 その予想される線引きをしておられるんでしょうけれども、これは歩道と車道はどういう形になると想像されているんでしょうか。

森土木課長 具体的に道路の幅員まで示されたものはございませんが、現在の側道としてできている片歩道にあわせた形でそのまま引っ張ることになるかと思っております。

河崎平男副委員長 それが議会で認定されれば今後どういう手続をされるんですか。

森土木課長 今、小野田湾岸道路の開通式が12月20日というふうに聞いておりますが、それにあわせて側道のほうも供用開始するために市のほう

で市道認定後の供用開始の告示を打つこととなります。

大井淳一郎委員 市道認定後の話に関連して、長谷川委員の続きになりますが、病院へのアクセスというのはたびたび民生福祉常任委員会でも出ていますし、議会報告会でも出ていると。この件について計画図みたいのものはここに書かれていますけれども、検討ということで、これについて病院局との協議の実績というか状況についてお答えいただければと思います。

森土木課長 この道路については具体的に病院とここをつくるという協議はございません。

大井淳一郎委員 土木とすれば病院局のほうから求めがあれば応じるという考えなのか、どのレベルで話し合うのかわかりませんが、この病院へのアクセスという問題を土木、あるいは全庁的な会議で取り上げていく考えなのか。この点についてお答えいただければと思います。今後の検討状況ですね。全く考えてないことはないでしょう。こうやって書いているということは。

佐村建設部長 この病院へのアクセス道路につきましては、本会議の中でも岩本議員が質問されまして私が答弁いたしました。そのときには当然病院局のほうからもう一つ橋をかけてほしいという要望は出ております。当然病院からすれば利便性の観点から今一つしか橋がないわけですが、市民病院にアクセスするのに新生町側の橋を主に使うような格好になっておりますが、湾岸道路もできるので、そちらのほうからもアクセスすることができれば利便性がもっと高まるということで病院の要望はいただいております。いただいた上で私が本会議で答弁したのが安全安心を図るために既存の道路に関しての投資というのが必要、優先するという答弁をさせていただきました。そのときも市民病院にもう一つルートをとるということにつきましては、これから交通の状況、ふくそうの状況を見た

上で当然億単位の事業になるわけですから、そのときには設置する箇所なり事業スケジュールなりというのがふくそうによってどうしてもやっぱりもう一ついるというような段階になれば計画していく。それについては建設部、病院局ではなくて市の側で計画していくことになるのではないかなというふうに考えております。

長谷川知司委員 今あります病院に入る橋ですね、これ、もしわかれば教えてほしいんですが、通常の市内を走っているバスが入ることが可能かどうか、わかれば教えてください。

森土木課長 橋の幅員自体は2車線十分取れます。交差点がコンパクトにできておりますが、最近シミュレーションした感じでは右折レーン位置くらいから回れば今の隅切りのままでも曲がれる。ただし、停止線を若干下げの必要はあろうかと思えます。

大井淳一朗委員 市道認定とは少し外れておりますけれども、仮設橋の問題がありましたよね、これについてはもう橋をのけるという方針だったと思うんですが、それは変わらないのか。土木との橋の関係だから病院局だけの問題ではないと思うので。それについて、工事車両用の仮設橋ですね。

森土木課長 仮設橋はあくまで仮設ということで今の市道にもタッチされていると思えますし、勾配も急なので正規の道路としては認められない形になろうかと思えます。あくまでも工事中の仮設という認識でございます。

松尾数則委員長 この件について議案とは関係ないんですが、委員長も非常に興味を持っているものですから聞きました。

長谷川知司委員 裏のページの市道丸河内学校線ですが、この橋の維持管理というのは今までどこがしておったのか。それで今後これについて長寿命



化の必要があるのかどうか、それをお聞きします。

森土木課長 橋の管理自体は土木課のほうで行うということにされておりますが、ただ、具体的にはまだ修繕等という管理は行っておりません。平成22年に橋梁点検を行った時点で橋梁の状況を確認しております。直ちに修繕が必要ではありませんが、将来的には長寿命化計画の中において修繕していきたいと考えております。

長谷川知司委員 その場合の費用は全て市道になったから市のほうが持つということですか。

森土木課長 はい当然市道ですから道路事業の中で交付金事業を活用しながら修繕していきたいと考えております。

大井淳一郎委員 市道丸河内学校線ということで矢印が橋の渡ったところまでとなっておりますが、通学路という位置づけからすればこの先も定期的な補修が市の責任でやる必要があるんですが、この先の道路についての維持管理については今後どうなるんでしょうか。これまではどうだったのかを含めてお聞きします。

森土木課長 今の道路自体は学校でずっと維持管理されておりましたので、今後もそのまま学校で引き続き管理されるというふうに認識しております。

大井淳一郎委員 ということはあくまでも教育費になるのかな。費用がちょっと費目が違うだけであくまでも市の責任でやっていくことには変わりないことですね。

森土木課長 そのとおりと思います。

中島好人委員 本会議でも質疑が出ましたけれども現地も行ったんですが、の

り面が最初のところはコンクリートで高く整備されていましたがけれども今後の整備計画についてどのようにしていくのか、その辺についてお尋ねしたい。

森土木課長 今回のり面で一部ですが、コンクリートになった部分につきましても民地のほうの所有になっておりまして、現在土地は道路の部分だけが公有地という形になっております。あくまで所有者が管理すべきもので、また市道になった場合危ないことがあればそれを是正するための要求は民地所有者のほうにお願いしていくことになります。

中島好人委員 のり面というのは、個人のものになっているんですか。

森土木課長 今回の住吉神社側の斜面につきましては、図面を見る限りのり面は全部民有地になっておりました。

河崎平男副委員長 市道認定というのは条件がいろいろあるんですが、これは市道認定するための何メートルという条件には当てはまらないんですか。

森土木課長 基本で4メートルという基準を設けておりますが、市長が認めるものとしては、それ以外のものでも出てくるということです。

松尾数則委員長 どなたか質疑のある方はいらっしゃいませんか。質疑がなければこれで打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第107号市道路線の認定について、賛成の委員の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第107号は

原案どおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。それでは、引き続きまして議案第103号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について、継続して審査を行います。

高橋都市計画課長 午前中は大変失礼いたしました。もう一度資料2をお開きいただきまして、その比較について口頭にて御説明したいと思っております。まず、資料の2については、指定管理料を定めるに当たっての市のほうで見積もった表であるということを御理解ください。今年度につきましては、収入として指定管理料、それから利用料金等というものを合計しまして収入を3,650万3,000円としております。支出の見込みを下のほうの支出一覧で計上しておりますところでございます。3年前のその積算に当たりましては、税込みの上限額を定めて募集をしておりましたので税抜きの金額に直してお示ししたいと思います。まず、収入の指定管理料につきましては、3,524万4,000円、利用料金等につきましては168万3,000円、合計が3,692万7,000円という総額を定めたところであります。支出の関係で大きな差のあるものについて御説明したいと思っております。表で示しております人件費につきましては、2,072万8,000円からを次年度からを計上しておりますが、前回の指定管理におきましては1,541万8,000円という見込みをしておりました。主なものの変更があるものとしましては、まず役務費今回33万円としておりますが、前回におきましては232万9,000円という見込みをしております。それから主なものとしまして委託費942万円という計上をしておりますが、前回は1,284万5,000円という計上をしておりました。この中の役務費については、約200万円の減となっておりますが、項目の内訳の中で主に指定管理料を積算するのに減額しましたものはくみ取り料でございます。特に南部地区におきましては、浄化槽の公園の箇所も多くございまして、そのくみ取り料がかなりの老朽化等も相まってくみ取り料がかなり増減しておりましたので、このくみ取り料につきましては指定管理料の積算するものから落として市が直接負担しようということで、落

としておるところでございます。それから委託費につきましてもさまざま  
な内訳を書いておりますが、きららビーチの管理であるとか、さめよ  
けネットであるとか、警備関係、外部委託するものは外部委託するもの、  
指定管理者においてやれるものというものを精査しましてこちらのほう  
も約340万円の減額をしておるということです。その減額につきまし  
ては、530万程度になろうかと思いますが、そういったものにつきま  
しては、人件費のほうで対応するというので、人件費の増も含め約5  
30万円人件費の増を見込んでおるということでございます。以上で  
ございます。需用費につきましては、ほとんど変わらず580万円とい  
うものを見込んでおります。当初は583万7,000円見込んでおりま  
した。今回はそういった光熱水費等の関係がございまして、542万1,  
000円ということでお示ししております。

中島好人委員 結局はもろもろの経費は削減して人件費のほうを上げて前回よ  
りも38万円くらいはプラスになっているという見方でいいでしょうか。

高橋都市計画課長 指定管理料につきましては、9万4,000円の減額とな  
っております。失礼いたしました。午前中に増という発言をいたしまし  
たが、指定管理料につきましては、今回の基礎額3,515万円に対し  
て3年前は3,524万4,000円でございます。指定管理料自体に  
つきましては9万4,000円の減額をしておるところであります。

大井淳一郎委員 役務費の差額は全てくみ取り料ということですか。こんなに  
あるんですか。

高橋都市計画課長 ほとんどがくみ取り料でございます。竜王山中腹のくみ取  
りとかですね、いろいろくみ取りに関してはかなり増減があるような状  
況がありましてそれにつきましては市のほうで見ていく。当然さくらま  
つりとかそういったお祭りがあるときには大変な人出がございましてな  
かなか指定管理のほうに全てを任せるといふことにはならないと感じて

おりますので、市のほうが負担しておるということでございます。以上です。

長谷川知司委員 指定管理そのものの考え方ではないですが、今の中腹のトイレですね、これはくみ取りではなくて合併処理なんかを今後検討するという考えはあるんですか。ないんですか。

高橋都市計画課長 考えは持っております。浄化槽の維持関係もそうですし、市内公園の水洗化ということも考えております。そういったトイレの更新につきましては、長寿命化計画を策定した中でもそういったものは考えておるところであります。以上です。

松尾数則委員長 以上で質疑のほうはよろしいですか。質疑がなければこれで打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入りたいと思います。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第103号小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について、賛成の委員の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第103号は原案どおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。続きまして、議案第104号小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について審議をいたします。執行部のほうの説明を求めます。

佐村建設部長 議案第104号、これは指定管理者選定委員会の審査の結果により、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターに指定しようとするものです。詳細につきましては担当課より説明させます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

高橋都市計画課長 議案第104号小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について、指定管理者選定委員会の審査の結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが指定管理者候補者として選定されましたので、議会の議決を得ようとするものです。小野田北部地区都市公園施設につきましては、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、平成27年3月31日で2期目の期間が終了します。このことから、3期目の指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにおいて、平成26年10月1日水曜日から同月27日月曜日までの間、募集したところ、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター1法人から応募があり、指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補に選定することとなりました。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。続きまして、お配りした資料の説明を渡邊補佐のほうにさせます。

渡邊都市計画課長補佐兼管理緑地係長 それでは資料1の説明をいたします。大ざっぱな説明は省かせていただきます。北部地区のシルバー人材センターは、カテゴリーⅣの平均点が2.2となり、審査員Eの採点が除外されました。カテゴリーⅣの補正後平均点は2.4となりました。補正後平均点の合計は34.7となり基準点の25点以上でした。選定委員の協議の結果、指定管理者候補として決定されました。

高橋都市計画課長 資料2については私のほうから説明させていただきます。お手元にお配りしております資料につきましては、先ほど申しましたとおり指定管理料を定めるに当たって利用料金等の収入を踏まえた合計2,855万8,000円に対する支出見込み額を計上しておるところであります。まず前回3年前の指定管理料について、前回は2,525万7,000円です。利用料金等につきましては、253万6,000円です。ここで指定管理料につきましては、59万3,000円の増額としております。主な増減の内訳、支出も入ってまいります。人件費1,92

3万1,000円に対して、1,610万3,000円。需用費につきましては623万1,000円に対して前回は876万8,000円。委託料につきましては150万9,000円に対して前回は224万1,000円という主なものとすればそういったものが大きく差が出ておるところであります。なおそのほか使用料、原材料費、備品購入費等につきましては、おおむね50万円の増額となっております。以上です。

松尾数則委員長 執行部のほうの説明が終わりました。委員のほうの質疑を受けたいと思っております。質疑のある方。

大井淳一郎委員 役務費について前回のやつを説明してください。

高橋都市計画課長 役務費について50万1,000円に対して、前回は1万4,000円でございます。以上でございます。

大井淳一郎委員 逆にふえてますね。これは理由について。

高橋都市計画課長 保険料それから通信費等もそれぞれ前回見込みが低かったという御理解をいただければと思います。

大井淳一郎委員 当然見込みは甘かったのかもしれないけど、3カ年の間で実績としてシルバーさんがこれだけ負担したのについて途中で何か変更というかそういうのはできなかつたんですかね。この辺の差額についてはシルバーが指定管理の範囲内で負担したということでしょうかね。そこがあまりにもふえているからね。

高橋都市計画課長 あくまでも指定管理料の積算に当たっての積算ということで、前回は指定管理料積算に当たって2,779万3,000円という総枠を見込んでおりました。そのうちの利用料金等が253万6,000円、残りの指定管理料が2,525万7,000円という積算をして

おったところではありますが、その実績等を考慮した中で次年度の積算をしたのが現在お渡ししております資料2でございます。その総枠につきましては、2,855万8,000円という総枠を見込んでおります。とはいえ、利用料金等の見込みを差し引いたもので指定管理料というものを積算しておりますので、途中での個別に対する増減の見込みという形は指定管理者からの実績、あるいは事業報告等においてはその既に定められた指定管理料の中で精査がされておるとい形になっておりますので、特に途中での増額変更というのはいたしておりません。

中島好人委員 施設を見てみますと、児童公園等が多いわけですが、その利用料金が徴収できるのが270万という額が提示されてますけども、ここでいう料金が取れる公園というのはどこなんですか。

渡邊都市計画課長補佐兼管理緑地係長 料金が取れるのは須恵健康公園の体育館、テニスコートが東沖と須恵健康公園にございます。

長谷川知司委員 これ今までシルバー人材センターが管理しておって、これが随契でないということは何でそうなのかを教えてください。

別府企画課行革推進係長 企画課の別府です。きょうお配りした資料の中に一番頭のほうと思うんですが、指定管理者選定における単独指定の基準という資料があったかと思います。ここの北部地区の公園とこの後で出てくる山陽地区の公園につきましては、前回、前々回とシルバー人材センターに単独指定ということで公募をせずに指定管理をお願いした施設でございます。この3つの地区の公園はいずれも平成21年度から指定管理が始まっておりますので、平成21年度が1回目、それから平成24年度の更新時が2回目。過去2回の単独指定をしたところでございますが、今市で定めております単独指定の基準の中で2番のところをちょっと見ていただけたらと思うんですが、単独指定はできるんだけど原則としては住民サービスの向上等を果たすために公募競争の原理を働かせ



ましようというような考え方を持っております。したがって、この基準の中で単独指定はできるんだけど単独による指定の継続は最大2回までとするというような決まりを設けておりますので、過去21年、24年度と2回既に単独指定をしたということでありましてこのたび3回目になりますので、原則どおり公募を行ったということでございます。

長谷川知司委員　ここに書いてあるのは確かにそのとおりだと思いますが、今この仕事内容ですね、その1ページに書いてありますが更新の対象ということであれば3年ということになっております。この3年ということはアでありますように施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主な公の施設についてはおおむね3年ということであり、今更新をしなかった理由としてサービスの質を維持し、さらに高めていくというだけの指定管理であるかどうか、このことはシルバー人材センターが随契約が認められているという高齢者雇用という大きな問題があるわけですね。そのことに鑑みてどちらが大事かという判断をすれば今言うこの公園の維持管理の内容から言えば、シルバー人材センターに随意契約が妥当だと思うんですが、そこはどう考えますか。

別府企画課行革推進係長　地方自治法でいうところの随意契約というのが定められておると思うんですが、この指定管理においては厳密に言うと契約ではなくて協定を結ぶということでやっております。今委員さんが言われた5年、3年というのは指定期間を3年にするか5年にするかという基準を定めたものでありますので、公園については平成21年度のとくと24年度のとくと3年間という期間を定めて協定を締結してやっておりますので、このたびは26年度末で協定期間が切れるということで次期を単独指定せずに公募したということでございます。高齢者雇用という施策は当然総合計画の中にも載っておる重要な施策というふうには考えておりますが、都市公園の指定管理という面においてはシルバーの随意契約についてはいろんなところで都市公園の指定管理以外のところでもいろいろ取り組まれていると思うんですが、都市公園の指定管理につ

いてはこの基準の原則どおり内部で議論はしたんですが、この原則のとおり公園の適切な維持管理、民間の創意工夫による住民サービスの向上という観点に基づいて、原点に立ち返った上でこのたびは公募をしたということでございます。

長谷川知司委員 基本的な考え方が、全然スタンスが違うんですね。あくまでも今企画のほうで言われたことは内規的なものに沿っていったよという基本的な考え方での説明なんですね。そうではなくて高齢者雇用に対してどう考えるか。この指定がもし、なくなれば相当な人がシルバーで働けなくなるわけなんですね。たまたま今回シルバーがとったからいいようなものであって、シルバーとしては団塊の世代の人が入ってきており、仕事も確保しなければいけないという状態の中で仕事の仕方がまずい、あるいは市民に迷惑をかけているという状態であれば当然オープンにして公募でいいと思いますが、今まできちんとしてきたんであり、今後も高齢者対策は必要だという見方が市の基本方針の中でもあるんだから、なぜそれを採用しないのかというものが私にはちょっと理解できんわけなんです。

佐村建設部長 この高齢者の雇用につきましては、長谷川委員が言われたとおり法律にもうたわれてあるところですから随意契約することのできる理由が法律にも書いてあります。それがあからじゃあずっとそこでということなのかどうかというところは当然うちのほうでも今回でも議論はありました。というのもシルバー人材センターのほうからシルバー人材センターの現状ですね、仕事についても減ってきているという訴えもあるわけでそれについてこういった公園の管理の随契というのをしていただきたいような要望というのも当然あったわけですけどその選択肢も公園の管理者としてはどういう方法があるかという検討もしたところです。結論としては公募という形をとっておりますが、その検討したところでの議論の中であったのが、随意契約という形で同じように管理していただくということが雇用については守られる話なのかもしれないけど、

質を維持していくということに関していうとそれでいいのだろうかという面もあります。公募ってことに関して言えばシルバー人材センターも当然応募することがいつでもできるわけですから、そこで自分たちの考え、自分たちのやり方を主張するという形で参入していただく。そこで競っていただくというのも私の考えではシルバー人材センターがこれからもこういった業務を続けていく上で質を維持していく、高めていくという観点からしたら私たちはただの競争の中で自分たちはこういうふうなやり方をしますよという主張を持っていただくことも必要じゃないかという議論もありました。公募したからといってその中での委託料の提案っていうのはそこで競争になるというのはあんまりないんですね。価格競争一辺倒で決めるという話じゃないですから、価格っていうのは維持管理していく上での方法、それから経費面での1つの主張であって、これだけ要りますよ。それがうんとたたき合って安くとりましょうという考えではなくて大体そこっていうのは金額的な差っていうのは二者が競われてもこういった指定管理の公募についてはたたき合っていうのはあんまりないですね。それよりも中身で実際はうちであればこういったような管理をしていきますということを主張してそこで点数をつけていくという結果的にというような形になっておりますので、総合的に勘案してシルバー人材センターの存続という面に直面したときには、市として随意契約っていう判断をするのかという場面が出てくる可能性があります。今のところの考え方としてはそういったことでシルバー人材センターにもある程度の刺激といいますか、そういうものも持たせるという意味で公募をするのが妥当ではないかとそういうふうに考えております。

長谷川知司委員 苦しい答弁をされましたけど、実際高齢者雇用というのをどう考えているか、そこなんですね。今言うように2回随契したから公募するよという方針で、はなからそれでいかれているような雰囲気があります。そうではなくて市の施策である高齢者雇用についてどうするか。今部長が言われましたように質を維持するんであれば、指導すればいい

わけです。まずいところがあれば指導する。今まで問題点があれば担当課あるいは企画なりから指導していけば済むことであり、あくまでも高齢者雇用というものを大事にしていきたいと思います。その指導に従わないときに初めてこういう実績があるから公募しますよとか外しますよということは言えると思います。そういうこともなしに、ただ内規で2回だから公募しますというのは、高齢者雇用ということの市の施策と考えたら全く逆のことをしているんじゃないかと思うんですが。

別府企画課行革推進係長 内規で2回と決まっている、最終的にはこれに基づいて公募ということになったわけですが、実際にその内規に従って公募しますよと簡単に決まったわけではありません。シルバーさんから要望がありまして、十分に協議をしました。いろんな考えをしましてし、高齢者雇用という観点も考えましたが、いろいろな考え方がありますが、この公園についてはいろんな議論をした中で最終的には指定管理者制度のもともとの考え方、住民サービスの向上、民間の活力による競争原理を生かした経費削減等を実現したいという最終的にはその考え方で内規に従って公募をしたということではありますが、はなからその要望を相手にしなかったというわけではありませんで、担当の商工労働課とも協議をしましてし、そういう経緯を経て最終的には公募になったということでございます。

長谷川知司委員 その協議というのが私すごい問題と思うんですね。内部で協議したんじゃないなくて、例えば当事者であるシルバーも含める、あるいは一般の人も含めて協議されたのかどうか。一般というのが学識経験者ですけど。そういうことも含めて協議したのかどうか、そこを私は大事だと思うんです。内部の協議であれば当然内規でいくというのはもう見えていますから。今までそうだったんだからそれでいくというように結論は見えていると思います。このたびの協議はどういう組織で協議したのかを教えてください。

別府企画課行革推進係長 当初要望書を持って来られたときは、当然シルバーさんと企画課と商工労働課だったと思いますが、そういうシルバーさんもその場において協議をしております。第三者、学識経験者の方を交えた協議というのはやっておりません。

長谷川知司委員 今後協議するときは、第三者的な人の意見も入れるべきだと思うんですね。そうであればその方の判断がある程度市民に近い考えだと思います。

大井淳一郎委員 厳密には随意契約と指定管理者における単独指定というのは異なるものなんだけれども、長谷川さんが言われるのは単独指定は最大2回までというのは指定管理者一般的なものであって、高齢者に関する法律でシルバーと随意契約を認められている趣旨はここにも入ってくるんじゃないかということ。つまり単独指定2回という枠にとらわれない、とらわれてはいけないんじゃないかということが多分言われていると思います。指定管理にはいろいろ種類があって、収益を上げていかなきゃいけないものについてはわからないわけでもないんですが、後でやります山陽地区とか北部公園、南部はちょっと違うのかもしれないけど、これについてはそのあたりの趣旨が高齢者雇用というものを重視すべきではないかということなんですが、この点について再度検討すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

別府企画課行革推進係長 先ほども申しましたように高齢者雇用の重要性というのは当然認識しておりまして、総合計画の中にもうたってあることでございます。指定管理については今のお話で厳密に言えば契約ではありませんので、競争入札とかそういったものは本来必要がないというふうになっております。ただ競争性を働かせるために、公募が望ましいというようなそういう扱いになっております。もし指定管理の中でも高齢者雇用という重要性を考えていなかったとしたらそもそもこの内規の中でシルバーさんは単独指定ができますよという取り決めもなかったのかな

と思うところなんです、その重要性を考えているからこそシルバーさんについては単独指定ができますよという規定を設けているのではないかというふうに考えております。将来的な検討については、検討はしたいと思いますが、どうなるかについては即答はお答えはできないところ  
です。

大井淳一郎委員 当然立場上、即断できることではありませんが、今長谷川委員が述べられたような形でシルバー人材センターのあり方とか高齢者安定に関する法律、雇用の安定に関する法律の趣旨をよく踏まえられてこの指定管理のあり方、ケース・バイ・ケースで考えていくべきことを求めるよう要請してこの質疑を終わりたいと思います。

河崎平男副委員長 この議案第104号の中に縄地ヶ鼻公園というのが施設入っておりますが、この中でやはり大変な貴重な文化財がありますよね。造山運動でチャートが石灰岩が秋吉からどんと飛んできた造山活動によってできたその部分についての審議というかプレゼンテーションとかはあったんですか。

高橋都市計画課長 特に個別の公園、今の縄地ヶ鼻公園についての造山運動のチャートの貴重な岩石があるというそういった発言はプレゼンの中にはなかったと記憶しております。以上です。

河崎平男副委員長 今後その辺については、貴重な先ほども委員から出た中で、日本一のものの遺跡等もあればぜひとも指導っていうか、ここにはこういうものがあるというようなことはちょっと一言触れられていただきたいというふうには考えますが。

佐村建設部長 審査委員会の中でも、審査委員会自体は相手方の提案を受ける場になるわけですが、それに対して質問を審査員がしていくというパターンなんです、その内容で審査員の中でも交流人口をふやす、観

光の面にどれだけ重点を置いているかという質問が出るわけですね。そこについて足りないものについてはもし指定管理になったらこういうことを観光面についてもっとこういうことをしていただきたいという意見は要望として出ておりますので、指定管理者になったならばそれを踏まえた形で担当課のほうで指導していくとかかわり方をしていくことになろうかと思えます。

杉本保喜委員 基本的な質問なんですが、この公園等において草刈りが一番やっているかやっていないか、きれいかきれいでないかというのがよくわかるところなんですが、年間除草作業は何回くらいというような感覚を持っておられますか。

高橋都市計画課長 公園の種別の中で、街区公園という今まで児童公園とか地域の中にある公園につきましては、通常草刈りそれからごみ拾い等は地域の自治会の皆さん方で行っていただくという考え方で地元の皆さんに示しておるところです。とはいえ、地元のほうで草刈りができない、高齢化して草刈りができないとかそういった箇所につきましては、全部の箇所ではございませんが、数カ所ございまして最低年1回、多くて2回といった形で今まではシルバーさんが行われていたという事実はございます。

杉本保喜委員 年1回、年2回くらいでは、公園が整備されているなという感覚はなくなると思うんですよね。また季節によっては、雨の多い年だったというときには年1回ではとてもじゃない、荒れ放題のような感覚を受ける状態になりますよね。だから委託料のところもその辺を含めて、もっとしっかりやってもらえるような枠を持つとかですね、そういうことも考える必要があると思うんですよね。ただ安ければいいということじゃなくて、やはりそこに効果が出てこないという意味がないと思うんですけど、その辺はいかがですか。

高橋都市計画課長　今御指摘の公園につきましては、本来地域の皆さん方で活用いただくというそのための公園だと考えております。そういった中で通常の草刈りとかごみ拾いというものは地域の皆さん方でお願いしますという考え方できておりますので、それができないので指定管理者のほうにうちのほうをお願いをして少なくとも年に1回、あるいは2回程度刈ってもらっているという現状でございます。本来地域の皆さん方で公園をかわいがっていただきたい、公園を十分に活用していただきたいという、それが本来の姿であると考えます。以上です。

松尾数則委員長　よろしいですか。

大井淳一郎委員　点数審査集計表で気になった点ということで御質問いたします。審査項目の1番の審査員Fが一人だけ5、ほんと異常値、たまたま平均点が9.8だから外されなかつただけでほとんど異常値に近いんですが、これについて何か分析されていますか。

佐村建設部長　これも私審査員として含まれておりますから、ただこの表自体は誰がどんな点をつけたかわからない仕組みになっておりますので、Fがどなたかというのは当然わからないんですが、この見方としては、相手方から提出された書類とそれからプレゼンテーションということで、記述、書類の中にこれに関する記述がちゃんとあるかないかというところをまず観点としてみます。その記述が多いか少ないかというところここでここに触れられた内容が少なかったということじゃないだろうかというふうな5点というところについては推測します。あくまでも審査というのが本人の主観的なものになりますので、自分が求める、こういうことを書いてほしかったというところにマッチするかしないかというところでの点のつけ方になるかと思っておりますので、なぜ5点なのかと言われてもなかなか説明が難しいんですが、その記述なりプレゼンでの触れ方が少なかったということじゃなかろうかと推測しております。



大井淳一郎委員 審査項目の1番の市民の平等な利用が確保されることと書いていますが、当然これだけで点数つけてるわけじゃないと思いますが、具体的にどういう基準で審査されているのか、この点について。今述べられたのと多少重複すると思いますが、お願いします。

高橋都市計画課長 御質問の1番の市民の平等な利用が確保されることという中には6つの項目を掲げております。まず1つとして市が示した管理、運営方針との整合性、それから2としまして実施事業の平等性、3番目としまして法令遵守の適正、4番目としましては利用者ニーズに対する対応、5番目利用者トラブルの未然防止及び対処方法、6番目個人情報の保護対策といった6つの項目で採点をしていただいております。以上です。

大井淳一郎委員 その6つの項目だけを与えて14点満点をつけるんですか。それとも1個1個に2点ずつくらいで割と分担表みたいな感じで。そこまできかないとあまり主観になるとよくないと思うので。

高橋都市計画課長 各項目におきまして点数を2点から3点という枠で配点をしております。以上です。

杉本保喜委員 そうするとこの低い点数がどこに重きを置いて、点数を減らしているかっていうのはおのずとわかってきますよね、その6項目の中で点数が少ないところ。例えば利用者ニーズに対応しているか、利用者に対する対応はどうかというところが点数が低ければこのFっていう方はそういう感覚を持っている、なおかつプレゼンの中にそれを満足する解決法っていうかそういう対策も述べられていなかったというふうに感じているというふうに思われると思うんですが、その辺いかがですか。

高橋都市計画課長 個人個人の採点結果というのは持ち合わせておりませんが、このFの方は6つの項目にどれに当たるかはわかりませんが、低く判定

されたということはおっしゃるとおりだと思います。

長谷川知司委員 同じく採点表ですが4番目ですね、3点満点というのはちょっと点数を今後考えられないと。3点と1点って全く逆の点をつけるしかないんですね。2点以外であればそれと平均点がはじかれる。次の105号でもそうですけれども、3と1で両方はじいている。3点満点というのは今後検討していただきたいと思います。

高橋都市計画課長 点数の配点につきましては検討させていただきたいと思います。以上です。

松尾数則委員長 質疑がなければ、これで質疑のほうは打ち切りたいと思っております。それでは討論、採決に入りたいと思います。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。第104号小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について賛成の方の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。以上をもちまして、議案第104号は原案どおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは続きまして議案第105号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定についてを審議いたします。まず執行部のほうの説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第105号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について、指定管理者選定委員会の審査の結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターが指定管理者候補として選定されましたので、議会の議決を得ようとするものです。山陽地区都市公園他施設につきましては、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、平成27年3月31日で2期目の期間が終了します。このことから、3期目の

指定管理者について、広報10月1日号及びホームページにおいて、平成26年10月1日水曜日から同月27日月曜日までの間募集したところ、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター1法人から応募があり、指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補に選定することとなりました。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間としております。資料1につきまして、説明を交代いたします。

渡邊都市計画課長補佐兼管理緑地係長 資料1について説明いたします。山陽地区のシルバー人材センターは、カテゴリーⅣの平均点が2.0となり、審査員CとEの採点が除外されました。カテゴリーⅣの補正後平均点は、補正前と変わらず2.0となりました。補正後平均点の合計は35.7となり、基準点の25点以上でした。選定委員の協議の結果、指定管理者候補として決定されました。

高橋都市計画課長 続きまして資料2について。指定管理料1,090万円に対しまして前回の指定管理料は1,104万8,000円。利用料金等59万5,000円に対しまして34万4,000円。支出の御説明をいたします。人件費608万8,000円に対して、前回は408万1,000円。主なものを説明させていただきます。委託料186万5,000円に対して388万7,000円。以上の結果、次年度以降は1,149万5,000円に対しまして、前回は1,139万2,000円であります。収入の指定管理料につきましては、14万8,000円の減額となっております。委託料の主な減といたしましては、約200万円との減額となっておりますが、高木剪定業務そういったものに対しては年間のシルバー人材センターにお願いしていたところこういった高木剪定に関してはなかなかシルバー人材センターでは対応ができないということで、委託料というのを前回は計上しておったところではありますが、今回一般公募としておりますので、その委託料等につきましては、人件

費のほうで計上しておるといふそういったやりとりをしておるところであります。以上でございます。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明は終わりました。議員のほうから質疑を受けたいと思っております。

大井淳一郎委員 具体的な中身に入る前に1つ、指定管理の公募委員について。これまで3つの議案についてやってきました。公募委員については、この3つの議案セットということで、恐らく3氏に選ばれております。ただしきのう私も傍聴していてあれなんですけど、ほかの指定管理、中央福祉センター、斎場、児童クラブ等ですね、あのあたりについて全部傍聴していたからわかるんですけども、この公募委員の中にお一人が全部入っているんですよ、全部。やはり多様な意見を聞くという趣旨からすると少し考えなくちゃいけない。市政に関心を持っていただくことには非常に敬意をあらわしているんですが、それに少し甘え過ぎているんじゃないかと私は考えますし、この点については別の形で審議会の委員のことでありましたが、審議会の委員は置いといて公募委員の選定方法について、応募があれば全部お受けするというのはどうかと思うんですが、それについて企画の答弁を求めます。

別府企画課行革推進係長 ほかのこういう会議でいくとまちづくり市民会議なんかはたしか1人の方が重複して委員になれないという決まりがあったように記憶があります。ただし、指定管理者の選定委員会を定めておる規定ではそういう決まりがありません。それと応募があった方を全て無条件で選定委員になっていただくかということとそうではありませんで、募集時に指定管理業務に対する考え方というようなことで作文を書いていたいております。そういった内容も審査した上で、選定委員になっていただくのが適正であるというような判断をして、選定委員の選定をしておるところであります。

大井淳一郎委員 その方は恐らく識見は高い方であろうとは思いますが、結果的に同じ人が全部の選定委員会に入ることは先ほどそもそも公募をする趣旨にそぐうのか、これについて何も疑問に思われないんですかね。議論ないんですか、その点について。

別府企画課行革推進係長 議論はありました。ちょっとその疑問に思う声はやっぱりありまして議論はしたんですが、今の時点ではそれを規制する規定がないということと作文をちゃんと審査した上でふさわしいと判断したということで同じ方が全ての施設に選定委員に入ったということでございます。以上です。

大井淳一郎委員 係長を責める気はありません。係長の責任は全くありません。これはそのことと審議会の委員も含めて、公募のあり方、これは全体的な問題としてちょっと考えてもらわないといけないと思っていますので、この点強く指摘して以上といたします。

松尾数則委員長 質疑のほうに入ります。

長谷川知司委員 現在山陽総合事務所の仮設事務所がありますが、あの隣にあるのが、天満町児童公園ですかね。（「寝太郎児童公園」と呼ぶ者あり）寝太郎ですか。そこは今実際駐車場となっておって維持管理というのはどのようにされているのか、また通常の維持管理と違うのであればその作業内容に変更に伴う指導とかはどうされているのか。また寝太郎公園も同じように中使えんところもございますね、ロープ張ったりして。そういうところの通常の使用と異なっているところの変更はどうされるのかをお聞きします。

高橋都市計画課長 異なる使用を確かに総合事務所の仮設工事に伴いまして寝太郎児童公園というのがございますが、そちらの一部を仮の駐車場にしております。先ほどもお話をしましたが、シルバー人材センターの業務

の中にそういった街区公園の草刈り等が入っておりません。ただあちらの公園にはトイレがございますので、そういったトイレは開放して、どなたでも使える形をとっておるところから特に指定管理に関する仕様の変更等はいたしておりません。また特にその変更する案件ではないと考えております。以上でございます。

長谷川知司委員　ちょっと私も名前をきちんと覚えておらんで済みませんでした。基本的な考えとしては、状況が変わればそれにおいて変更はするが、変わらなければそれを通していくという回答でいいですかね。

高橋都市計画課長　そういうふうに御理解いただければと思います。以上です。

杉本保喜委員　前回ちょっとお尋ねしたら、基本的には地元の自治会が中心になって管理をやってもらうということなんですが、今回の場合の物見山公園なんかは自治会の話じゃないと思うんですよね。こういうところはやはり重点的にシルバーにやってもらうというようなことだろうと思うんですよね。その辺でこのあたりは自治会によろしく、このあたりはシルバーでみますよということは明確にされているんですかね。

高橋都市計画課長　基本的に街区公園、児童公園といわれるものにつきましては、都市計画が管理しております児童公園というものにつきましては地元の方に通常の維持管理をしていただいております。物見山等につきましては、総合公園という大規模な公園でございますので、これは地域の皆さんでというのではなく、シルバー人材センターが主体となって管理をしていくものという公園になっております。公園の種類によりまして、主たる管理者がどちらであるか、指定管理がすべきものかどうなのかというところで色分けをすみ分けをしております。以上です。

河崎平男副委員長　糸根公園には有形文化財というか市の指定文化財がクロマツ巨樹群というものがありますが、その辺について松が枯れ死した場合

はどこが管理しちよってんですか。

高橋都市計画課長 現在行っておりますのは、都市計画課のほうで樹幹注入と  
いうことをしております。それはその松の維持をしていこうということ  
でうちの都市計画がやっております。以上です。

河崎平男副委員長 そういった中で先ほど法令の遵守ということがありました。  
あそこで松が枯れた場合には、文化財保護法によって現状維持変更する  
場合は届け出が必要なんです。今までたくさん切られておりますよね。  
そういった場合は届け出をされておったんですか。当初五十五、六本く  
らいあって今数えるとわずかに何十本くらいなんです。このときには  
現状変更で教育委員会のほうに届けんやいけんようになっているんです  
よ。どうされておったんですか。

高橋都市計画課長 全てが全てではないかもしれませんが、教育委員会のほう  
にはこういった現状があるということは伝えて協議をしておったと思  
いますが、特にそこで届け出の必要というものは都市計画としては認識不  
足であったと思っております。以上です。

河崎平男副委員長 そしたらシルバー人材センターさんが届けていらっしやっ  
たんですか。

高橋都市計画課長 シルバー人材センターが届けるということはありません。  
あくまでも都市計画課のほうが対応すべきことであると考えます。

河崎平男副委員長 今後ぜひ現状の変更ということで届け出をお願いしたいと  
思います。

大井淳一郎委員 今まで103号から105号まで都市公園他施設の指定管理  
者の指定についてやってきました。今後この公園をそのまま維持してい

くのか、緑の基本計画等の計画が進んでいるということが報道でありましたけど、この計画の進行と指定管理のあり方について連動があると思うんですが、その辺についての進捗状況等も含めてお答えいただければと思います。

高橋都市計画課長　まず緑の基本計画ですが、先般アンケート調査を市内全域2,000戸を対象に送付したところです。11月末で約4割弱くらいのアンケート調査が返ってきたと記憶しております。今年度緑の基本計画につきましては3月末までに素案を作成したいと考えております。その中で流れから言いますとその後市民説明会なりオープンにしていって皆さん方の御意見もお伺いしたい。また計画の策定に当たっては、公園に関しては都市計画の決定等にも関連することがございますので、都市計画の審議会委員のほうにもいろいろ御意見をお伺いしたいと考えております。その中で緑の保全の方針であるとか配置の方針であるとか今後の緑化をどのように進めていくかというそういった方針というものもこの基本計画の中で定めることとなります。ということからその配置につきましてもその必要性なりというものもある程度盛り込む必要があるわけですが、とはいえその計画を定めて例えばその公園の廃止ということも検討することもあるかもしれません。とはいえ現存している公園を直ちに廃止をしたり、なくしていくということはやはり住民の皆さん方との合意というのは大変大切なものだと思いますので、直ちに変更というものは困難であろうかと考えております。ただ指定管理者に対してその方針を踏まえた形で指定管理者のほうと協議ができるかと申しますと現段階ではまだ整備の方針等が定まっておりませんので、現況の公園をしっかりと管理していくということでもあります。3年後になりますとそういった緑の基本計画の進捗状況であるとかそういったものも影響してくると思いますので、次回の指定管理の公募ということからすれば反映させていくべきであろうと考えております。以上です。

松尾数則委員長　厚狭川河畔寝太郎公園というのは船があるあそのことです



かいね。船があるところですか。あれは都市計画が管理している。中身は県がということと捉えていいんですか。

高橋都市計画課長 施設全て山口県でありまして、それを山陽小野田市が管理しているということでもあります。以上です。

松尾数則委員長 随分傷んでいるから管理しづらいから何とかしてくれとかいうことは県に要望はできるんですか。

高橋都市計画課長 県のほうへ要望ということになろうと思います。

大井淳一郎委員 これについてどう保存と活用していくのか、当局の考えについてお聞かせください。

高橋都市計画課長 できた当時は大変立派な船でありましたが、心ない者によって放火をされたりとか壊されたり大変かわいそうな船でございます。結局今はもう中に入れられないような、まず危険防止という安全対策という面から周りにフェンスを張られています。そういった声もお聞きしておりましたので、県のほうでは撤去を念頭に検討しているという話を聞いたやに記憶しております。私のほうはその先のお話を承知しておりませんので、そういった状況で大変申しわけありませんがよろしくお願ひしたいと思います。

松尾数則委員長 ゆめ広場が入ってないんですが、ゆめ広場なんかは公園じゃないんですね、これは。ゆめ広場とかいうのは。

高橋都市計画課長 ゆめ広場もあわせて厚狭川河畔寝太郎公園に入っております、あちらのほうはあじさいであるとか桜もきれいに咲きますし、周辺のツバキもつつじも。

松尾数則委員長　どなたか質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がなければこの辺で質疑のほうは打ち切りたいと思います。それでは討論、採決のほうに入りたいと思います。討論はごまませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決のほうに入ります。それでは議案第105号山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について賛成される議員の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長　全員賛成であります。以上をもちまして、議案第105号は原案どおり可決すべきものと決しました。どうもお疲れさまでした。20分まで休憩します。

---

午後3時15分　休憩

---

---

午後3時22分　再開

---

松尾数則委員長　それでは続きまして平成27年度山陽小野田市農業施策に関する建議書ということで陳情書が出ておりますので、この陳情書について質疑をしたいと思っております。ただ陳情書の出方についていろいろと疑問点もありますので、この辺のところは局長のほうから説明をしていただきたいと思います。

古川議会事務局長　農業委員会のほうからこのような形で建議書というのが出ておりますが、本来建議書というのは市長部局、市長に出すにはふさわしいですが、議長宛に建議書ということは基本的にはルールから言ったらないわけです。もしあるなら市長にこのような建議書を出したから写しを持ってきて議会のほうにもこういうふうな形でお願いします、理解してくださいという形のものが筋なんです、今回同じような形で持ってこられました。この取り扱いについてどうしようかということで議運

にもかけたんですが、今回に限り写しを持ってきたというような形で理解して来年からはちゃんと事務局のほうで同じような形で持ってきたら今私が申しましたようにちゃんと執行部に出した写しを出すような形で指導するということになりましたので、一応これも陳情を受けたという形で処理をしていただけたらというふうに思います。従来はこの陳情についてはこの中身等々、過去やった例によりますと今後予算審議等々においてこういうような農業委員会の考え方を理解される中で議員さんのほうで頭の中に入れて参酌されて議案審議に当たられたらという形の流れを取っておるようでございます。以上でございます。

松尾数則委員長　ただいま局長のほうから適切な判断と適切な意見がございましたけれども、当委員会としましても聞きおくという言い方もおかしいですが、これからの予算審議についてこのことをしっかり頭の中において審議をしていきたいということにしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

中島好人委員　後の議題にもかかわるんですけども、閉会中の継続審査事項についての中に農林水産業の振興に関することと大きく柱がありますので、やはりこの要望については機会があればその辺のところの、前も有害鳥獣の問題で担当課との話もありましたので、引き続いて研究していくということで私はいいと思います。

松尾数則委員長　わかりました。そのような形で今後頭の中に置いておいてしっかり審議をしていきたいと考えております。それでは、今意見もありましたが、引き続きまして閉会中の継続調査事項について審議をしたいと思っております。出していただいているのは前回の分ですよね。これにつけ加えるもの、削るべきものがあれば削ります。

大井淳一朗委員　ここに載っているのは前回私たちが行政視察に行った件や政策討論会についてに関することを考慮して入れたものということになっ

ています。前者につきましては、私たちは視察に行っただけで終わってはいけないと思いますので、今後機会があれば執行部とやる必要があると思うし、政策討論会につきましてもここに出された課題について今後委員会で検討して最終的には政策提言という形で出したいと思っておりますので、基本的にはこのまま継続、同じものでいいのかなと私自身は思っております。

松尾数則委員長 大井委員からそのような意見も出ました。どうでしょうか。これから3月議会までにこれだけはやっておかなければいけないという内容等があればぜひともつけ加えていきたいと思っておりますが、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）なければ閉会中の継続調査事項についてはここにあります書類の内容で進めていきたいと思っております。それでは産業建設常任委員会の議案全てを終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

---

午後3時27分散会

---

平成26年12月3日

産業建設常任委員会委員長 松 尾 数 則

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成26年12月3日(水)  
午前10時～

場 所 第1委員会室

## 審査内容

1. 議案第86号 平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)について(農林水産課)
2. 議案第82号 平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について(都市計画課)
3. 議案第103号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定について(都市計画課)
4. 議案第104号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について(都市計画課)
5. 議案第105号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について(都市計画課)
6. 議案第87号 平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第3回)について(下水道課)
7. 議案第88号 平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について(下水道課)
8. 議案第98号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について(下水道課)
9. 議案第106号 市道路線の変更について(土木課)
10. 議案第107号 市道路線の認定について(土木課)
11. 陳情書 平成27年度山陽小野田市農業施策に関する建議書

○ 調査事項

1. 閉会中の継続調査の決定について
2. その他

## 指定管理者制度について

### 平成 27 年度の更新対象施設

(図 1)

施設名	担当課	現指定管理者	期間	指定管理料
中央福祉センター	社会福祉課	社会福祉法人 山陽小野田市社会 福祉協議会	3年	14,205千円
小野田斎場 山陽斎場	環境課	(有) 北斗産業	3年	25,704千円
小野田北部地区都市 公園施設 (27園)	都市計画課	社団法人 山陽小野田市シル バー人材センター	3年	27,278千円
小野田南部地区都市 公園他施設 (10園)	都市計画課	嶋田工業 (株)	3年	37,543千円
山陽地区都市公園他 施設 (25園)	都市計画課	社団法人 山陽小野田市シル バー人材センター	3年	11,932千円

※指定管理料は、平成 26 年度の金額です。

以上の 5 施設について、平成 27 年度以降も指定管理者制度による施設管理を継続する方向で検討します。

### 平成 27 年度の更新対象施設指定期間について

指定管理者の指定期間については、指定管理者制度事務マニュアルで、

ア 施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主たる公の施設については、概ね 3 年

イ 上記の業務に加え、

- ・事業の企画及び実施に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認

められ人材の育成確保に時日を要する公の施設

- ・施設の管理運営にあたり初期設備投資がかかり5年程度の期間にしないと指定管理者の安定した運営が困難な公の施設

に該当する施設については、概ね5年

を原則とすることが定められています。

この規定に基づき、平成27年度指定管理者制度更新対象施設の指定期間について、以下を基本として検討します。

(図2)

施設名	現指定期間	主な業務		次期指定期間
		ア	イ	
中央福祉センター	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年
小野田斎場 山陽斎場	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日		○	5年
小野田北部地区都市公園施設(27園)	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年
小野田南部地区都市公園他施設(10園)	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年
山陽地区都市公園他施設(25園)	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年

#### 斎場における指定管理者単独指定について

斎場における指定管理者選定について、担当課の環境課から現在の指定管理者である「(有)北斗産業」の単独指定が望ましい旨申出がありました。

「指定管理者選定における単独指定の基準」に基づき、モニタリングのヒアリング等で審査をした結果、企画課としても単独指定が望ましいと判断し、その方向で検討します。



## 指定管理者選定における単独指定の基準

### 1. 新規に指定管理者制度を導入する施設

原則として公募とする。

ただし、地域に密着したコミュニティ関連施設（公民館、福祉センター等）については、地域住民の自主性を尊重する観点から、公募の例外として単独指定により指定管理者を選定できるものとする。また、高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）により設立されたシルバー人材センターにおいても法律の趣旨から単独指定により指定管理者として選定できるものとする。

### 2. 指定管理期間を終了し制度を継続する施設

指定管理者から提出された実績報告書及び決算報告書、並びに十分な事情聴取に基いて作成されたモニタリングシート等により行われた総合的な審査により、利用者が現状のサービスを満足し施設の設置目的が充足され、かつ本市の経費負担（指定管理料）が一定以下であるとされた施設においては、現行の指定管理者を単独で再度指定することができるものとする。

ただし、サービスの質を維持しさらに高めていくためには、競争環境の保持が不可欠であることから、単独による指定の継続は最大2回までとするが、その後、公募による選定において従来の団体が選定されることを妨げるものではない。

### 3. 審査機関

上記1. 2の審査は、行政改革推進プロジェクト会議において行い、プロジェクト期間終了後においては庁議（平成18年3月31日訓令第1号）にて行う。

附則 この基準は平成20年9月4日から施行する。

103号

## 小野田南部地区都市公園他施設 指定管理者選定委員会 審査集計表

申し込み団体 嶋田工業株式会社

資料1

審査員氏名 総務部長：中村聡、総合政策部長：堀川順生、建設部長：佐村良文  
 公募委員等：塩田賢二、三浦一男、益田道春 合計6名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合計	平均点	補正後平均点
I 市民の平等な利用が確保されること(14点満点)	11	12	12	10	8	7	60	10.0	10.0
II 施設の効用が最大限に発揮されること(14点満点)	12	10	7	8	9	8	54	9.0	9.0
III 施設の管理を安定して行う能力を有していること(13点満点)	12	11	12	11	11	9	66	11.0	11.0
IV 施設の管理経費の縮減が図られていること(3点満点)	2	2	3	2	3	2	14	2.3	2.3
V その他施設ごとの特殊事情に対応できること(6点満点)	3	4	4	4	4	4	23	3.8	3.8
合計 (50点満点)	40	39	38	35	35	30	217	36.1	36.1

■審査基準表の審査項目は1～6のカテゴリーで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリー別の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

小野田南部地区都市公園他施設指定管理料（税抜き）

資料2

区分	費目	基礎額	内訳
収入	指定管理料	35,150,000	公募時の上限額
	利用料金等	1,353,000	有料公園施設使用料、自動販売機等
	合計	36,503,000	
支出	人件費	20,728,000	
	需用費	5,421,000	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等
	役務費	330,000	通信費、汲み取り料、保険料
	委託費	9,420,000	きららびーチ管理、さめよけネット、管理棟警備、浄化槽管理、高木剪定等
	使用料及び賃借料	20,000	下水道使用料
	備品購入費	489,000	農機具等
	公課費	95,000	収入印紙、重量税
	合計	36,503,000	

1043

小野田北部地区都市公園施設 指定管理者選定委員会 審査集計表

資料1

申し込み団体 公益社団法人 山陽小野田市シルバーク人材センター

審査員氏名 総務部長:中村聡、総合政策部長:堀川順生、建設部長:佐村良文  
 公募委員等:塩田賢二、三浦一男、益田道春 合計6名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合計	平均点	補正後平均点
I 市民の平等な利用が確保されること(14点満点)	12	10	12	10	10	5	59	9.8	9.8
II 施設の効用が最大限に発揮されること(14点満点)	11	10	8	7	5	7	48	8.0	8.0
III 施設の管理を安定して行う能力を有していること(13点満点)	9	11	10	10	10	10	60	10.0	10.0
IV 施設の管理経費の縮減が図られていること(3点満点)	3	2	2	3	1	2	13	2.2	2.4
V その他施設ごとの特殊事情に対応できること(6点満点)	4	4	5	5	5	4	27	4.5	4.5
合計 (50点満点)	39	37	37	35	31	28	207	34.5	34.7

■審査基準表の審査項目は1～6のカテゴリーで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリー別の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

小野田北部地区都市公園施設指定管理料（税抜き）

資料 2

区分	費目	基礎額	内訳
収入	指定管理料	25,850,000	公募時の上限額
	利用料金等	2,708,000	有料公園施設使用料、自動販売機等
	合計	28,558,000	
支出	人件費	19,231,000	
	需用費	6,231,000	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費
	役務費	501,000	通信費、汲み取り料、保険料
	委託料	1,509,000	警備保障、浄化槽管理、消防設備保守点検、松食い虫防除、高木剪定等
	使用料及び賃借料	753,000	下水道使用料、リース料
	原材料費	123,000	原材料
	備品購入費	172,000	草刈機等
	公課費	38,000	収入印紙、重量税
	合計	28,558,000	

105号

# 山陽地区都市公園施設 指定管理者選定委員会 審査集計表

資料1

申し込み団体 公益社団法人 山陽小野田市シルバー人材センター

審査員氏名 総務部長:中村聡、総合政策部長:堀川順生、建設部長:佐村良文  
公募委員等:塩田賢二、三浦一男、益田道春 合計6名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合計	平均点	修正後平均点
I 市民の平等な利用が確保されること(14点満点)	12	11	10	10	10	5	58	9.7	9.7
II 施設の効用が最大限に発揮されること(14点満点)	10	11	9	11	8	7	56	9.3	9.3
III 施設の管理を安定して行う能力を有していること(13点満点)	12	10	10	9	10	10	61	10.2	10.2
IV 施設の管理経費の縮減が図られていること(3点満点)	2	2	3	2	1	2	12	2.0	2.0
V その他施設ごとの特殊事情に対応できること(6点満点)	4	5	5	4	5	4	27	4.5	4.5
合計 (50点満点)	40	39	37	36	34	28	214	35.7	35.7

■審査基準表の審査項目は1～6のカテゴリーで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリー別の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

山陽地区都市公園他施設指定管理料（税抜き）

資料 2

区分	費目	基礎額	内訳
収入	指定管理料	10,900,000	公募時の上限額
	利用料金等	595,000	有料公園施設使用料、自動販売機等
	合計	11,495,000	
支出	人件費	6,088,000	
	需用費	3,097,000	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等
	役務費	180,000	通信費、汲み取り料、保険料等
	委託料	1,865,000	緑地管理、警備保障、浄化槽管理、高木剪定等
	使用料及び賃借料	151,000	下水道使用料、リース料
	原材料費	27,000	原材料費
	備品購入費	71,000	草刈機等
	公課費	16,000	収入印紙、重量税
	合計	11,495,000	

平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	22,292	0	22,292
2 使用料及び手数料	574,863	0	574,863
3 国庫支出金	353,000	△70,500	282,500
4 繰入金	989,784	△10,556	979,228
5 繰越金	1,000	570	1,570
6 諸収入	2,892	0	2,892
7 市債	992,700	△56,500	936,200
計	2,936,531	△136,986	2,799,545

（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費	1,219,632	△136,986	1,082,646
1 下水道一般管理費	55,108	2,421	57,529
2 施設管理費	288,064	1,593	289,657
3 水質管理費	6,052	0	6,052
4 下水道建設費	870,408	△141,000	729,408
2 公債費	1,716,399	0	1,716,399
1 元金	1,296,990	0	1,296,990
2 利子	419,409	0	419,409
3 予備費	500	0	500
計	2,936,531	△136,986	2,799,545



委員会資料

下水道課

平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	25,025	0	25,025
2 繰入金	59,388	△37	59,351
3 繰越金	100	37	137
4 諸収入	2	0	2
計	84,515	0	84,515

（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費	19,488	0	19,488
2 公債費	64,977	0	64,977
1 元金	47,742	0	47,742
2 利子	17,235	0	17,235
3 予備費	50	0	50
計	84,515	0	84,515

平成27年度  
山陽小野田市農業施策に関する建議書

平成26年10月

山陽小野田市農業委員会

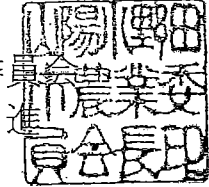




山農委第N5029-22号  
平成26年(2014年)10月7日

山陽小野田議会  
議長 尾山信義様

山陽小野田市農業委員会  
会長 上田



### 平成27年度山陽小野田市の農業重点施策に関する建議について

貴職におかれましては、本市農業の振興のため、各般の施策を重点的かつ効率的に推進されていることに対し深甚なる敬意を表するものです。

また、平素より当委員会の運営につきましては、格別なるご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く状況は、担い手不足や高齢化が一段と進み、耕作放棄地が増加する中で、活用すべき農地を明確化し、認定農業者等に集積する等農業委員会を中心とした農地の利用調整や担い手育成の活動に大きな期待がかかっております。

こうした中、政府は、今後の農業改革の方向について、①農業委員の「公選制」を廃止し、一定の要件のもと市町村長の選任制へ、②農地利用最適化推進委員の新設、③農業会議、全国農業会議所の役割の見直しと指定法人化、④特に役割の中で「意見の公表、行政庁への建議」について法律から除外等、農地政策のあり方について大きく左右するものとなっております。

本市においても、有害鳥獣による深刻な農業被害、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少など多くの問題を抱える中で、農業委員会としても、農村地域の活性化や集落機能の維持を図るため、意欲ある担い手の育成や新規就農者の支援、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた取り組みを推進してまいりますので、市の農政においても、効果的で継続性のある支援策を期待するものであります。

つきましては、地域農業者の意見・要望を農政に反映させるため、平成27年度における当市の予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により以下のとおり建議いたします。

## 記

### 1. 農業経営の安定について

政府は、経営所得安定対策制度の導入や6次産業化による活力ある農山漁村の再生などを推進し、農業者の確保及び、食料自給率の向上を目指しております。本市においても意欲ある多様な農業者を育成・確保するため、農家が安定した農業経営ができるよう、生産施設等の整備を図られたい。

### 2. 農業生産基盤の整備について

生産性の高い土地利用型農業を確立するためには、生産基盤の整備が重要と考える。山陽土地改良区秋山水路は老朽化による漏水が年々激しくなり、早急に改修工事を望んでいるところです。

また、後潟地区圃場整備事業につづき、郡・川東地区も新たに地元で協議検討がされており、早期の新規採択に向けた実地調査等年次計画を樹立達成されたい。

### 3. 有害鳥獣被害対策について

昨年捕獲奨励金の単独補助制度が確立され、捕獲頭数の増大が期待される場所であるが、依然鳥獣被害は深刻化しているため、一頭当たりの補助の増額をされたい。特にイノシシによる農作物の被害が、地域全体の耕作意欲を失わせることを危惧する喫緊の問題であり、農業の継続を図るためにも次の施策を講じていただきたい。

- (1) 電気柵、防護柵の実施区域及び助成措置の拡大
- (2) 出没情報などを収集し、早期捕獲に向けた通報システムの確立
- (3) 県や関係団体と連携し、広域における捕獲計画の樹立及び実施

### 4. 担い手確保対策について

農業の担い手は著しく減少しており、農業生産基盤の維持は危機的状況にある。このため、農業後継者、新規就農希望者及び定年帰農者に対し、農業機械の導入や施設整備等に係る補助事業の充実、栽培技術・経営に係る営農指導の強化を図るなど、関係機関と連携した支援体制を確立されたい。

## 5. 特産物の育成、地産地消推進について

食の安全、安心の確保は今や国民的な関心事となっており、市としてもエコ農産物の生産強化、有機資源利用による堆肥づくり、環境に配慮した地域特産物の育成及び製品開発等について検討されたい。併せて貯蔵設備等の整備を行い、学校給食などによる地産地消の拡大に向けての農産物の安定供給ができるよう検討されたい。

また、市内の農家や特産物の紹介するためにも、毎年開催される農林水産まつりに対する補助を増額し、農林水産業の重要性を市民に訴える取り組みの充実を図ること。

## 6. 遊休農地の解消について

農業委員会では毎年、遊休農地を含めた農地の利用状況調査を行っております。

遊休農地の拡大は有害鳥獣の繁殖の拡大、病害虫の発生などにより隣接の農地へ悪影響を及ぼすなど農業振興に支障をきたしており、環境面からも早急に取り組む必要があります。

つきましては遊休農地の発生防止対策や解消に向けた関連事業の一層の取り組みを実施されたい。

## 7. 農業委員会の体制強化について

農業、農業者の利益代表である独立機関としての役割と機能が発揮できるように、委員の研修活動費等、十分な予算措置を講じられたい。

また、農地法改正や権限移譲に伴う法令事務等の適正執行に向け、事務局職員を増員し、体制強化を図るよう提言します。

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路行政に関すること。</li> <li>・商業の振興に関すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 厚狭駅前・セメント町地区の活性化について</li> <li>(2) 地元企業、商店の活用、空き店舗対策について</li> <li>(3) 小野田駅前地区の整備促進について</li> </ul> </li> <li>・住宅施策に関すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ベッドタウンとしてのまちづくりについて</li> </ul> </li> <li>・公共交通に関すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) デマンド交通システムについて</li> <li>(2) JR美祢線・小野田線の利用促進について</li> </ul> </li> <li>・コンパクトシティ事業に関すること。</li> <li>・農林水産業の振興に関すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中山間地域の空き家対策について</li> </ul> </li> <li>・観光行政に関すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交流、観光施設を利用したまちづくりについて</li> <li>(2) 観光資源の有効利用について</li> </ul> </li> <li>・企業誘致に関すること。</li> </ul>	平成27年3月 定例会前日まで 継続して閉会中 調査する。